

令和6年第3回八千代町議会定例会会議録（第3号）

令和6年9月25日（水曜日）午前9時00分開議

本日の出席議員

議長（9番）	上野 政男君	副議長（6番）	安田 忠司君
1番	赤荻 妙子君	2番	赤塚 千夏君
3番	榎本 哲朗君	4番	吉田 安夫君
5番	谷中 理矩君	7番	増田 光利君
10番	生井 和巳君	11番	大久保 武君
12番	水垣 正弘君	13番	宮本 直志君
14番	大久保敏夫君		

本日の欠席議員

8番 大里 岳史君

説明のため出席をしたる者

町 長	野村 勇君	副 町 長	木瀬 誠君
教 育 長	関 篤君	秘 書 公 室 長	馬場 俊明君
総 務 部 長	生井 好雄君	町民くらしの部 長	古澤 朗紀君
保健福祉部長	野中 清昭君	産業建設部長	青木 譲君
教 育 部 長	小林 由実君	秘 書 課 長	市村 隆男君
まちづくり推進課長	斉藤 典弘君	総 務 課 長	鈴木 和美君
財 務 課 長	中川 貴志君	消防交通課長	西村 良君
税 務 課 長	岩坂 信幸君	環境対策課長	井上 敦之君
国保年金課長	諏訪 敦史君	福祉介護課長	栗野 直人君
健康増進課長	永瀬 修君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	齊藤 武史君
農 政 課 長	山崎 浩司君	産業振興課長	瀬崎 清一君

都市建設課長	倉持 浩幸君	会計管理者兼 会 計 課 長	鈴木 佳奈君
学校教育課長	関 和之君	総務課補佐	石塚 浩二君
財務課補佐	山中 昌之君		

議会事務局の出席者

議会事務局長	飯岡 勝利	補 佐	菊 佐知子
主 幹	小竹 雅史		

議長（上野政男君） 引き続きご参集をくだされまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第3号）

令和6年9月25日（水）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

議長（上野政男君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意を申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意を申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願いを申し上げます。

本日の会議におきまして、町広報PR係による写真撮影を許可をいたしましたので、ご了承願います。

ここで脱衣を許可をいたします。

日程第1 一般質問

議長（上野政男君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

順序に従いまして質問を許します。

初めに、1番、赤荻妙子議員の質問を許します。

1番、赤荻妙子議員。

（1番 赤荻妙子君登壇）

1番（赤荻妙子君） おはようございます。東北奥羽地方から九州にかけて22日、前線などの影響で断続的に雨が降り、石川県能登半島北部では台風14号から変わり低気圧が午前中に通過し、雨量は過去最多、床上浸水の被害を受けました。被災された方々に心からお見舞い申し上げます。亡くなられた皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を願っております。

今回4回目の一般質問になります。朝早くから傍聴に来ていただきました皆様には感謝いたします。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に伴って2項目質問いたします。

通告1、災害時のトイレ対策についてお聞きします。自然災害は、近年毎年変化しております。昨年だけでも台風2号の被害が県南地域、台風13号の被害が県北地域を中心にそれぞれ発生、5年前の2019年、台風19号、東日本台風、15年には関東・東北豪雨で常総市の鬼怒川が決壊しました。台風シーズンのこれからは、水害から身を守るためにはハザードマップで浸水被害を把握し、避難所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが肝腎です。実際に雨が降り出したら気象情報に注意をし、自治体や国が出す避難情報や防災情報を入手するよう心がけていくことが大切です。

防災館で災害時の疑似体験をさせていただき、地震、火災、大雨、大風、改めて災害の恐ろしさと備えの大切さを経験でき、貴重な体験をさせていただきました。救助が来るまでの自助ができるよう、水や食料など最低3日分程度は備蓄を用意しておくことが安心です。1月1日の能登半島地震では、断水、停電で水洗トイレは使えなくなり、被災者アンケートによれば、6時間以上、約7割の人がトイレに行きたくなりました。交通も混乱し、支援の物資が届くには何日もかかり、被災された皆様には大変な状況の中困り果ててしまわれたことと思われます。災害対策時の避難所のトイレ状況はどのようにな

っているのか伺います。

避難先に行くことができない町民の皆様もたくさんいることと思われます。車に乗れない方、体調不良で動けない方は、自宅で避難生活を続けなければならないことになるとと思われます。自宅で避難生活をされる方は、携帯トイレは必要になります。便座に袋をかぶせて吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる仕組みです。4人家族で1週間なら140回分が目安ですが、防災用品を備えていても慣れない状況に気持ちもふさぎ込む方もいることと思われます。そんなときに自宅に凝固剤、ビニール袋配布が前もってもらえたら助かると町民の皆様のご意見も伺いました。トイレの確保について対策をお聞かせください。

避難所に比較的早くから使えるトイレもあるそうです。下水道直結するマンホールトイレや便座に貯留するトイレの数は限られているため、普通の水洗トイレを無理に使うと流せない汚物であふれ返り大変なことになります。仮設トイレが運ばれてきて十分行き渡るにはかなり時間がかかります。能登の被災地にあった避難所21か所のうち8割が和式トイレでした。その2から3割は洋式として使うアタッチメントがついていましたが、使いやすいとは言えなかったそうです。狭く段差があり、照明がなかったり、男女共用だったり、課題は多いです。高齢者や女性、子どもが使いやすいものが必要となります。くみ取りや清掃といったメンテナンス、衛生状態が悪いとノロウイルスの集団感染、不便で汚いトイレを敬遠して水や食料を控えがちとなり、誤嚥性肺炎やエコノミークラス症候群が増え、災害関連死を引き起こします。トイレが不衛生だと周辺に人が寄りつかず治安も悪化します。過去に犯罪が起きた例もあるため、命や人間の尊厳に関わる問題です。給水や排水、電気、し尿、ごみ処理が絡むシステムで排便や排尿に関わるケアなど、安心できる排せつ環境が求められます。本町でも避難訓練を防災対策の一環として継続されていますが、今後マンホールトイレやトイレトレーラーなど取組について教えてください。

イタリアでは、温かい食事、ベッド、水洗トイレを避難所で提供しているそうです。コンテナのような移動式トイレに給水、排水の工事もするそうです。災害時もふだんと同じ暮らしができるよう取組を期待し、被災者の心身の健康を確保する上で参考まで話をいたしました。

通告2、不法投棄についてお聞きします。現在もなお公害による健康被害で苦しんでいる人がいます。被災者の救済とともに、新たな公害を発生させない取組を継続してい

く必要があります。1970年代後半、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそくの四大公害の裁判で国に対して被害者への賠償を命じる判決が出されました。これらの被害者救済に向け、公害健康被害補償法が制定され、施行から今年で50年を迎えました。同法に基づき、三重県四日市市周辺の大気汚染により呼吸器の病気を患った人や認定された人に対しては、医療費、生活費などが支給されています。認定患者は、昨年12月時点で2万7,000人以上います。ピーク時の88年には約11万人いましたが、多くの人は亡くなりました。残る被害者は今も闘病生活が続いています。公害は決して終わった問題ではなく、被害に苦しんでいる人に寄り添った十分な救済を図っていかなければなりません。

公害は、企業などの生産活動が続く限り発生リスクが完全になくすることはないです。同様の被害を二度と出さないよう、公害を未然に防ぐ対策が不可欠です。生産過程で使用する原材料や燃料に有害物質が含まれていないかなどを検査する公害防止管理者が必要な工場に配置するなど、安全対策や規制の強化を国で行っています。企業の側も有害物質を出さない取組を進めています。例えば建設大手の清水建設は、生産活動で排出された重金属、油などにより汚染された土壌を独自の技術で浄化し、環境保全に努めています。自分の土地に勝手にごみを捨てられて、生ごみ、冷蔵庫、洗濯機、テレビなどが捨てられているのに、自分たちでごみ処理場まで持っていく、お金を払っていると聞きし、夏場は生ごみが捨てられていて臭いや虫が湧いてきて近隣の苦情もあり、何十年も片づけしていると衛生的にも劣悪な環境です。本町の現状を教えてください。農作物の影響なども起こってくる可能性も含め対策を伺います。

全国26か所ある公害資料館、群馬県太田市足尾鉍毒展示資料館に行き、鉍毒の恐ろしさを拝見させていただきました。公害の恐ろしさは、自分では気づかぬうちに人体に悪影響を及ぼしていることです。おかしいと感じてからでは命の危険にさらされていること、実際経験された方の悲痛な思いが今もいたたまれません。根絶運動を語られた92歳の男性は、生きている限り語り継ぐと話をしてくれました。希望を感じるよい経験をいたしました。

草刈りがされていない、ごみが散乱しているなど、管理が行き届いていない土地は不法投棄されやすくなります。看板設置、循環パトロールの実施、罰金などの対策、皆さんの意見と協力で生活環境を守ることが大切だと考えます。今後に向けた課題を教えてください。

議長（上野政男君） 生井総務部長。

（総務部長 生井好雄君登壇）

総務部長（生井好雄君） 議席番号1番、赤荻妙子議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、ご質問1点目の災害対応時の避難所のトイレ状況についてということですが、簡易トイレの備蓄状況からご説明をさせていただきたいと思います。備蓄数につきましては、令和6年9月1日現在で総合体育館に50基、東中学校と八千代第一中学校にそれぞれ10基ずつ、合わせまして70基を町としては備蓄している、このような状況でございます。こちらのタイプのものは組立て式になっておりまして、1人用のテント、1メートル角ぐらいで高さが190センチぐらいのものが、1人用のテントがあるのですが、その中に設置をするタイプのものがございます。先日、7月の13日に中央公民館において、浸水が想定される地域にお住まいの方を対象にした避難力強化訓練を実施した際にも、備蓄品の展示コーナーにおいてこちらの簡易トイレも紹介をさせていただいたところでございます。

また、備蓄品の整備につきましては、今年度については災害用のトイレですとか間仕切りテントなどの資材を整備する計画でございます。備蓄品につきましては、今後も計画的に整備を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

ご質問の2点目のトイレの確保という部分でございますが、内閣府の防災担当が示しております避難所におけるトイレの確保ガイドラインというものがございまして、こちらの中で災害用トイレの整備数の目安というものが示されております。避難者、避難された方およそ50人当たりに1つ、この災害トイレが必要であると目安として示されております。八千代町において想定している避難者につきましては、風水害が発生した際には最大でおよそ1万1,000人を見込んでおりまして、1万1,000人が避難した際に必要なトイレの数といたしましては、およそ220基というふうに見込んでおります。町で備蓄している数としては現状不足している、このような状況でございます。こういった点も踏まえまして、今後は毎年の継続的な整備や民間事業者との協定締結の推進を図ってまいりたい、このように考えているところでございます。

続いて、災害用トイレの配布についてということですが、議員おっしゃいますように、ご自宅で水害、災害が発生した際に、ご自宅での避難生活を余儀なくされる、こういった方も想定されるところでございます。この配布につきましては、ほかの市町

村の事例研究なども含めまして、八千代町としてどのような形が適しているのか、これについては調査検討を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

また、災害用トイレにつきましては、町で備蓄する簡易トイレ、そのほか議員がおっしゃられましたマンホールトイレ、またイベント等にも使われます仮設トイレなどがございます。そのほか議員もおっしゃられたトイレトレーラー、このようなものが考えられます。

マンホールトイレにつきましては、町として今後いろんなといいますか、建設を予定している施設などもございますので、そのような中に備蓄倉庫ですとか、マンホールトイレなどを盛り込んでいくなど、地域防災の拠点として活用できるように今後検討を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

また、仮設トイレについてでございますが、こちらについては令和元年の5月に三協フロンテア株式会社様と災害時におけるユニットハウス等の供給に関する協定、このようなものを締結しております。こちらの協定を活用しまして、実際に災害が発生した初期段階において各避難所への仮設トイレなどの設置、ライフラインが復旧した段階でユニットハウス型のトイレを設置する、このような想定であります。三協フロンテア株式会社様からも、この際に必要な数量を提供していただけると、このようなお話をいただいているところでございます。

また、トイレトレーラーにつきましては、本年1月に発生した能登半島地震において注目を集めた、このようなところと記憶しております。トイレトレーラーは、現在の時点で全国に21台、まだまだ導入事例も少ない状況ではございます。県内においては、取手市で早ければ来年の4月に導入をするといった動きがございます。八千代町といたしましても、災害対応に向けた事例研究として取手市の事例などを参考にしてみたいと考えておるところでございます。

ご質問の3点目、今後の取組についてというところでございますが、まず備蓄にしましては町として計画的な整備を進めてまいりますけれども、議員が申されましたように、ご家庭での食料の備蓄をしていただくことが大事であると、このように考えております。例えばご家族4人とした場合の3日分の備蓄食料としてどのぐらいの量が必要なのか、こういったことをパンフレットの配布など、様々な方法を活用しながら今後周知を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

また、民間事業者との協定締結の拡大につきましては、今月、9月の3日に茨城県石

油業協同組合様と災害応急対策車両や町の庁舎、また各避難所等への優先的な燃料補給や、こちらの組合会員の事業所における飲料水及びトイレの提供などの被災者支援活動に関する協定を締結したところでございます。こちらによって事業者などと災害時の協定を締結しておりますが、これまでこれも含めて32件の協定を結んできたところでございます。それ以外にも今後においては段ボールベッド、また発電機、照明、スポットクーラー、ストーブなどの資機材など、避難所での生活環境の向上に資するよう、関係事業所との協定の締結についても積極的に推進をしてみたいと、このように考えているところでございます。

そのほか地域との連携という点で申し上げますと、防災のエキスパートであります防災士の資格を持った方々で構成しております八千代町防災士会、こちらが昨年8月に発足したところでございます。平常時の主な活動といたしましては、マイタイムラインの出前講座ですとか、防災訓練などでワークショップのほか、備蓄、避難行動などの啓発を通じた防災意識の向上を推進する、このような活動が主なものでございます。今後も防災事業について防災士会との連携を強化しながら取り組んでみたい、このように考えております。

また、防災訓練についてでございますが、今年度は7月13日に茨城県と共催で実施しました避難力強化訓練、これに加えて、今後各小学校区単位のコミュニティ推進協議会で防災訓練の実施を予定しているところでございます。こちら訓練の実施の際には、参加された方が体験できる要素も取り入れつつ、八千代町防災士会をはじめとした関係機関や団体とも連携し、住民同士による避難行動要支援者の避難、また見守りの体制構築につなげ、共助の推進を図ってみたいと、このように考えているところでございます。

防災対策につきましては、今後におきましても災害対応体制の実効性の確保、情報収集と発信の円滑化、避難対策、避難所における生活環境の確保など、関係機関及び近隣自治体との連携を密にしながら推進をしてみたいと、このように考えているところでございます。議員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 議席番号1番、赤荻妙子議員の通告による一般質問

にお答えします。

私からは、不法投棄について答弁させていただきます。まず、不法投棄は廃棄物処理法により禁止されております重大な犯罪行為であります。住民等から通報や発見の連絡があった際には、役場の担当課であります環境対策課のほうで現地を確認し、警察や茨城県と連携しながら対応しているところでございます。行為者が特定できた場合には、必要に応じ警察の捜査を経た上で、行為者に適正に処理するよう指導をしております。また、行為者が特定できない場合には、民地であればその土地の所有者に管理処理をお願いしております。

不法投棄の現状についてですが、町で把握しております不法投棄の件数につきまして、令和4年度に16件、令和5年度に13件、令和6年度8月現在で10件でございます。また、公衆用道路に廃棄物を散発的に投棄する、いわゆるゲリラ的不法投棄は令和4年度に1件、令和5年度に1件、令和6年度8月末現在で1件確認しております。どのようなものが不法投棄されているかを申し上げますと、特に食料品などの生活ごみ、冷蔵庫やテレビなどの粗大ごみが多く捨てられております。また、不法投棄される場所につきましては、耕作放棄地や管理されていない山林等、人目につきにくい場所が多く、特に安静や下結城地区に多い傾向がございます。

不法投棄防止対策といたしましては、耕作放棄地や山林等の狙われやすい土地の所有者に対し、不法投棄禁止の看板を配布したり、投棄が進行中の場所におきましては、町で監視カメラを設置する等の対策を取っております。また、随時町ホームページや広報紙において、不法投棄されないよう土地の所有者に対し、所有地等の適正管理を促す周知をしております。さらに、監視体制の強化を図るため、各行政区の副区長さんに産業廃棄物不法投棄監視員を委嘱し、行政区域内の不法投棄への注意を払っていただいております。あわせて、町職員によるパトロールを日常的に実施しております。また、茨城県が運用しているスマートフォンの位置情報を利用し、リアルタイムで不法投棄の通報ができるアプリ「ピリカ」を広報紙や町ホームページで定期的に掲載し、PRしております。

今後の課題についてですが、先ほども申し上げましたとおり、不法投棄は耕作放棄地や管理の行き届いていない山林など、人目につきにくい場所に捨てられる傾向があります。ごみのごみを呼ぶと言われますように、一旦捨てられ始めてしまうとほかのごみを呼び込んでしまうおそれがあるため、これを防止するためには日頃から土地の適正管理

を徹底することが重要であります。町といたしましても、引き続き土地の適正管理を促すような周知を続けるとともに、捨てられやすい場所を重点的にパトロールするなど、監視強化をしております。今後も茨城県や警察と連携しながら、より迅速な対応が取れるよう努力し、不法投棄されないよう衛生的で住みやすい環境の実現を目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号1番、赤荻妙子議員の一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず、災害時トイレ対策についてであります。これについては先ほど総務部長がおおむねお答えさせていただいたとおりでございます。令和6年1月1日に発生した能登半島地震におきましては、町では発災から今年5月まで、延べ10名の職員を災害支援を目的として石川県能登町に派遣いたしました。その中で、もう一つ派遣した職員に私は宿題を出しておりまして、それは被災地として何が一番困っているか、あるいは対応としてどんなものが必要か、それを感じ取って報告をしていただきたいという宿題を職員に出させていただいたわけでございます。その中で職員のほうからお話を聞きますと、食料、衣類は早くからある程度提供されていた一方、トイレについては、かなり議員さんが指摘あるように、不便さを感じたという報告を私も受けております。トイレや避難所の環境整備を推進しなければならないと、その報告からも改めて再認識させていただいた次第であります。

現在は、電気、ガス、水道などライフラインも復旧し、住宅などの公費解体の受付も始まるなど、徐々に復興への歩みを進めている。今回の地震では、地震による直接の被害に加え、避難後の生活環境の悪化や精神的負担による災害関連死が課題として度々取り上げられています。このようなことからご質問ありました、トイレなどの衛生面はもちろんのこと、食事や冷暖房など生活に支障のない避難生活が送れるよう、避難所の環境整備につきましては今後より一層推進していかなければならない、このように考えております。また、女性目線での避難設備や国際化している当町においては、外国人住民の方に対しても対応した避難所、これらを検討していかなければならないなというふうに思っています。

このように地震に関するお話をさせていただきましたが、自然というものはあるとき非常なもので、さらに能登半島、今回大変な大雨が襲ってしまったと、8名の方が亡くなられて、ご冥福をお祈りしたいと思いますし、ご家族にはお悔やみを申し上げます。そして、避難所に避難されている六百数十名の皆様に対してはお見舞いを申し上げます、このように考えております。

近年における災害というものは、温暖化から沸騰化と言われるこの中におきまして、頻繁に発生し、そしてまた激甚化しているという状況であります。今年については、全国各地でゲリラ豪雨が猛威を振るい、次々と発生する台風や線状降水帯も懸念されていると。そしてまた、首都直下型地震や南海トラフ地震などの大地震について、これもいつ起きてもおかしくないという状況にあるということです。こういった大規模災害に備えるため、地域防災力の強化を図るとともに、他自治体や民間の事業者との災害協定も積極的に推進しているところであります。先ほど総務部長からありましたように、今年3月には茨城県石油業協同組合と災害時支援協力に関する協定を締結をさせていただきました。町としては、避難所で必要な資機材についても、民間事業者との連携協定を積極的に推進し、避難所環境の改善を図るだけでなく、被害を最小限にとどめ、町民の生命、財産、身体、これを守っていききたいというふうに思っています。今後も防災士の皆様、地域の事業者や団体とも連携して、全力で防災、減災に努めてまいりたいと思います。

課題としましては、先ほど総務部長のほうからたくさんの資機材の備蓄という話がありました。そうしますと、それをどこに置いておくのだという話になります。その対策を私としては、今後検討していきたいというふうに思っています。備蓄をするからには、それなりの器がなければ備蓄できないということでもありますから、その対応をしていきたい、検討してまいりたい、このように考えております。

続きまして、不法投棄につきましては、町民くらしの部長がこれも申し上げたとおりでございますが、不法投棄は廃棄物処理法によって禁止されている重大な犯罪行為という形になります。町内においては、一時的に資材置場として貸してほしい、このようなまい話をもちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄、不法堆積された事案が発生しているということでございます。件数につきましては、先ほどの報告のとおりです。このような事案では、土地所有者本人が同意しているため、搬入を法的に止めることが難しい、廃棄物等が山のように積み上がることになります。この責任

や処理費用の負担は、行為者のみならず、土地所有者まで及ぶことになり、最終的には町としての対応も考えなければならないという形になるわけです。

また、現在廃棄物の不法投棄、適正残土事業者等に対応するため、豊かな知識、識見を有する専門職員を採用すべく茨城県警に対し、退職警察職員の推薦について協議を行っているところでございます。八千代町の安全なまちづくりに大いに貢献してくれる優秀な人材が来てくれることを大いに期待しておるところでございます。

土地の不法投棄については、土地の所有者の意識の問題というものが今後の課題というふうになると思います。町民の皆様におかれましては、不法投棄や甘い言葉にだまされないよう、土地の適正管理の徹底をお願いするとともに、町としましても職員によるパトロールを日常的に行い、廃棄物の不法投棄防止と早期発見に努めてまいりたいと思います。このようなある一定の流れがありますので、それについては町民の皆様にご報告等で対処法についてお知らせするというのも一つの方法であるというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 以上で、1番、赤荻妙子議員の質問を終わります。

ここで、答弁関係課長の入退場を許可いたします。

次に、3番、榎本哲朗議員の質問を許します。

3番、榎本哲朗議員。

（3番 榎本哲朗君登壇）

3番（榎本哲朗君） 議長の許可をいただきましたので、通告のとおり質問いたします。

まず最初に、小中学校の2学期制について伺います。皆さんもご存じのように、町内の小中学校は3学期制になっております。しかし、教職員の労働環境改善を目的として2学期制を導入している自治体が近年増えています。県内44市町村の中で、2学期制は27自治体で導入するほど割合が高くなっております。

2学期制について分かる範囲内で話をさせていただきます。1年間の授業日数はおよそ200日程度になります。前期と後期、それぞれ100日程度に分ける制度で、年間の授業日数は3学期制と変わりません。10月のスポーツの日を含む3連休前後で学期を分けて実施しているところが多いらしいです。長期休業、いわゆる夏季休業、冬季休業、年度

をまたぐ春季休業をさせておりますが、これも現行と変わりはありません。ただし、秋の休業、秋季休業は配置しておりません。2学期制になりますと、始業式と終業式の回数が1回減ります。そうなることにより、夏季休業の前後と冬季休業の前後は授業時間を確保することができます。そして、通知表の回数が年間3回から2回になりますので、作成のための時間を省くことになり、子どもたちと向き合う機会が増えることになるのではないのでしょうか。中学校の場合、7月は中体連を控えておりますので、部活動の指導に力が入る時期です。12月は、中学校3年生にとっては進路決定の大切な時期です。そのような時期に通知表を出すとなれば、先生の事務処理の量も増えてとても慌たしくなります。心身に余裕のない教員の態度によっては、学力の向上や進路の決定にも影響があるのではないのでしょうか。小学校においても県立や私立の附属中学校や中等教育学校の受験に備える時期になり、教員の負担も高くなるものと思われます。

県南のある自治体では、自己評価力、自己形成力を伸ばし、主体的な生活や学習を目指すためには自らの課題を知り、目標を持ち、解決のための方法を考え、実行、反省をし、次につなげるサイクルを積み重ねていくことが大切ということで、学期の間に夏季休業が入ることで学習力が分断されないよう2学期制を採用しているそうです。ある自治体の教育長がおっしゃっていましたが、2学期制は教職員の働き方改革だけではなく、児童生徒の短期的な見方を是正するためのものもあるそうです。

八千代町として、2学期制をどう考えているのでしょうか。子育てしやすい環境を求めている保護者も多数いることだと思います。目標設定がしっかりしている学校教育を目指している野村町政であるならば、変革を恐れずに進めていくことも大切なのではないのでしょうか。仮に導入された場合、児童生徒や保護者、教職員に発生するメリットやデメリットはあるのでしょうか。また、導入に対して検討委員会の設置などは考えているのでしょうか。八千代町としての考えを細かく丁寧に説明してください。

次に、小中学校のPTAの加入率について伺います。PTAとは任意団体であり、入会を強制したり、入学とともに自動的に入会するものではありません。2022年当時の文部科学大臣が記者会見で、地域の状況に応じて協議をし、自主的に決めていくことが正しい考えだと、入会への強制や活動負担の重さへの指摘が出ているPTAの在り方について言及しております。最近では、岡山県PTA連合会が解散する方向であることが分かりました。年会費に見合うメリットがなかったり、家庭の事情で役員を引き受けられなかったりと、加入率に変化があると耳にすることがあります。町内の各小中学校の加

入率はどのくらいなのでしょう。

また、P T Aは、保護者と教職員による会員で構成されている団体で、子どもは会員ではありません。その学校に通う子どもたちのために活動するP T Aは、保護者がP T Aに加入、未加入にかかわらず、全ての子どもに平等な対応が必要です。不利益を与えることは明らかに公平性を欠くことになり不適切です。加入していないお子さんへの対応はどのようにされているのでしょうか。

以上が私からの質問になります。町としての丁寧なお答えをお願いいたします。

議長（上野政男君） 小林教育部長。

（教育部長 小林由実君登壇）

教育部長（小林由実君） 議席番号3番、榎本哲朗議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

私からは、P T Aの加入率について答弁させていただきます。まず、P T Aについてでございますが、ペアレント、ティーチャー、アソシエーションの略で、子どもたちの健やかな成長のために保護者と先生が協力し合って様々な活動を行う集まりのことでございます。また、家庭と学校、そして地域をつなぐ役割も担っております。なお、児童生徒につきましては、議員おっしゃるとおり、会員ではなく支援対象者となります。

次に、各小中学校の加入率はどのくらいかについてでございますが、八千代町では保護者の皆様のご理解、ご協力により、小中学校7校全て、令和6年度現在、加入率100%となっております。各小中学校の保護者の会員数でございますが、西豊田小学校143人、安静小学校116人、中結城小学校234人、下結城小学校117人、川西小学校69人、八千代第一中学校302人、東中学校151人となっております。保護者の皆様には、児童生徒の健やかな成長のため、行事等様々な場面でご支援をいただき大変感謝しております。

しかしながら、仕事や家事などの時間を割いて活動することもございますので、自分の時間や家族との時間を制限されるなど、負担感を感じている保護者の方が近年増えていて感じております。また、児童生徒数の減少に伴うP T A会員の減少もあり、役員を務めることにご負担を感じ、学校にご相談される方も出てきている状況でございます。学校では、P T A役員の方々と相談し、実情に応じてP T Aの活動内容や役員の人数の見直しを図ったり、運営体制の検討を行ったりして対応しているところでございます。また、従来どおりのP T A運営ではなく、I C Tを積極的に活用したり、ボランティア制度の導入や事業の見直し、運営体制を抜本的に改革するなど、柔軟な対応が必要にな

ってきていると考えます。今後につきましては、近隣の市町村の動向を注視しながら、保護者の皆様や地域の皆様とともに、PTAの今後の在り方について考えていきたいと思いをします。

次に、加入していないお子さんへの対応はについてでございますが、当町では先ほど申し上げましたとおり、PTAの加入率は100%でございますが、保護者の皆様がPTAに加入、未加入にかかわらず、全ての児童生徒に対し、平等に対応していく必要がありますし、子どもたちがよりよい成長につながる学校生活が送れるよう、安心安全な学校づくりに努めていかなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。議員各位のご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） 議席番号3番、榎本哲朗議員の通告による一般質問にお答えいたします。

初めに、小中学校の2学期制について導入を考えているかについてでございますが、令和6年度現在、茨城県内44市町村のうち27市町村、先ほど榎本議員様のご指摘のように、2学期制を導入しているところでございます。県西管内におきましては、3市町が2学期制を現在導入しているところでございます。当町においては3学期制となっていてところでございます。また、学期制は3学期制のままで、通知表を前期、後期の2回配布としている市町村も県内には多く見られるところでございます。こうした茨城県内の市町村の状況を踏まえ、また校長会からの要望も考慮し、当町においても2学期制の導入に向け検討を進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、2学期制のメリット、デメリットでございますが、まずメリットについて、1点目は長い学期を生かして時間的な余裕を持った教育計画を立てることが出来ます。それにより落ち着いて学習に取り組むことができ、基礎的、基本的な内容を確実に身につけることができるというところでございます。さらに、3学期制では、7月、12月と慌ただしい学期末がございますが、長期休業直前の7月、12月において、先ほど榎本議員様からもご指摘ありましたように、じっくりと授業を行い、学習内容の確実な定着を図ることができるということが可能となってまいります。

2点目は、学期のスパンが長いので、学校行事等を効果的に計画することができます。

児童生徒は、学習や学校行事にじっくりと取り組んだり、特色ある教育活動を推進したりすることができるという形でございます。短期間の目標ではなく長期的なスパンでの目標の達成に向けて、児童生徒も教師も取り組んでいけるというメリットがございます。

3つ目でございます。これまで長期休業前に行っていた成績関係の事務作業を長期作業中に行うため、先生方が児童生徒と向き合う時間がより確保できるということでございます。何といたしまして、長いスパンで児童生徒の成長や頑張りを見ておりますので、評価やきめ細やかな指導につなげることができるということでございます。

続きまして、デメリットでございますが、2学期制に慣れるまで切替えが難しく、児童生徒の生活リズムが崩れやすくなるという点も考えられます。また、通知表の回数が減ることで、保護者に学習や生活の様子を伝える機会が減少する、児童生徒にとって学習の動機づけが難しくなるなどが挙げられます。

なお、2学期制や前期、後期通知表2回を実施している市町村では、夏休み中に面談等を実施し、学習や生活の状況を詳しく伝えたり、授業参観や懇談会など保護者の皆様が学校を知る機会を設定しているということでございます。また、学期の途中に含まれる長期休業を有効に活用し、児童生徒の学びや生活習慣が継続できるように努め、新たな学校生活リズムを構築しているということでございます。

続きまして、検討委員会の設置についてでございますが、今年度当町では2学期制や通知表、前期、後期制2回についての検討委員会を既に立ち上げ、校長会を中心に来年度の導入に向け検討を進めているところでございます。今後につきましては、近隣市町村での取組状況やメリット、デメリット等を踏まえながら、よりよい教育活動、児童生徒の充実した学びにつながるよう検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。議員各位のご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 今一般質問の最中ですが、傍聴の方もたくさん見えている中で、今教育長の答弁の中で「議員様」という言葉が混じっていました。できれば「議員」だけで十分なので、「様」という敬語を省いてもらうように、執行部に注意を願いたいと思います。

議長（上野政男君） 教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） 14番、大久保敏夫議員のご指摘のように、大変不適切な発言がございました。今後気をつけたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

3番、榎本哲朗議員。

3番（榎本哲朗君） 答弁ありがとうございます。2学期制の町としての姿勢が分かりました。検討委員会も立ち上げているということですが、保護者や現場の教職員、2学期制になっている教職員です。要請や賛同の声が多く出てきた場合は、どうされるつもりかお考えをお聞かせください。

それと、PTAの加入が100%ということは大変ありがたいのですが、任意の団体としての説明や入会意思の確認を取っていらっしゃるのか、それもお聞かせください。

議長（上野政男君） 小林教育部長。

（教育部長 小林由実君登壇）

教育部長（小林由実君） 議席番号3番、榎本哲朗議員の再質問にお答えをいたします。

PTAの加入時に任意団体としての説明と入会意思の確認を取っているかというご質問でありますが、各小中学校に確認したところ、PTAが任意団体であるとの説明はいたしておりませんが、PTA総会の資料の中に規約として明記をいたしまして、保護者の方々には了承していただいているところでございます。

また、入会の意思につきましては、こちらも確認は取っておりませんが、PTAを退会したいとの申出があった場合には、PTA本部と協議し、その保護者に対してPTA活動の会の意義を改めて説明し、ご理解をいただくこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） 2学期制、あるいは2回の通知表、前期、後期の通知表ということについて、多くの教員、あるいは多くの保護者から意見が出た場合というところでございますが、校長会を中心に今検討会を立ち上げて進めているところでございますが、基本的に教員も、保護者のほうのアンケートは取ってはおりませんけれども、教員のほうではやはり2学期制を望む声が多く、また3学期制であっても通知表を2回という形で進めていくという声が多いものです。校長会の意見のほうも、まだ立ち上げて2回目の検討委員会をやっているところでございますが、大まか2学期制、あるいは通知表2

回の形のほうに進んでいくのではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（上野政男君） 最後に再々質問はありますか。

3番、榎本哲朗議員。

3番（榎本哲朗君） ありがとうございます。先ほど検討委員会を立ち上げているということで、校長会が中心ということなのですが、メンバーの配置がどういうふうになっているか私のほうでは分かりませんが、あくまでも保護者のほうの立場も含めて、そういう検討委員会にしているのかどうか、そこを最後にお聞きしたいと思います。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） ただいまのご質問ですが、近隣の状況を伺いますと、保護者も交えたということは県内でもあまりないというところで、近隣がやっていないからやらないということではなく、校長会の中で教職員、それから保護者の意見を吸い上げながら進めていくという形で今進めていきたいなというふうに考えているところでございます。今後また方針等が変わってまいりましたら、保護者等の参加ということも視野には入るとは思いますけれども、現段階では校長会を中心に進めているというところでございます。

議長（上野政男君） 以上で、3番、榎本哲朗議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

（午前 9時58分）

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開をいたします。

（午前10時15分）

議長（上野政男君） 次に、7番、増田光利議員の質問を許します。

7番、増田光利議員。

（7番 増田光利君登壇）

7番（増田光利君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問します。大きくは2項目について質問します。

初めに、結婚相談対策について質問します。近年、少子化が問題になっていますが、

その前に若い人たちの結婚対策が必要です。町では、ボランティア団体として結婚相談員制度があり、小林会長をはじめ10名ほどの組織です。私も結婚相談員の一人です。いわゆる仲人役のことですが、八千代町の若い人たちに何とか結婚していただき、ひいては少子化対策に寄与したいと皆さん真剣に取り組まれています。ただ、現実には誓約件数が少ないことが共通した悩みになっています。特に急激な時代の変化に伴い、若い人たちの結婚に対する意識を相談員自身が読み取れない現実があります。現在、役場の結婚相談対策は農政課で取り組んでいます。町の独身者の20代から40代までの年齢別構成や職業別構成など、結婚対象者と見られるデータ数を伺います。その中で結婚の意思がある人のデータは何件持っているのか伺います。

また、このデータを会員間が自由に活用できていないと感じられます。会員間との情報交換は、外部に持ち出さない条件で信頼して活用できるようにしていただくよう提案します。

次に、本年度の結婚相談員会議で多くの意見が出された中で、現在の結婚相談員制度を町農政課所管から町長直属で取り組む町ぐるみの組織改編が必要であるという集約になりました。以前から会議での組織改編を提案してまいりましたが、実現しておりません。組織改編すれば全て解決するわけではありませんが、意識改革を伴う結婚相談員会議として組織改編の提案とそれに対する町長の見解を伺います。

組織改編の理由については以下のとおりです。現在の結婚相談員会議の組織的位置づけは、先ほど申しあげました町農政課に所属、農業後継者育成対策協議会の下部機関として発足しております。結婚対策に関する事項が定められており、目的に農業後継者及び小規模企業者の配偶者を確保し、自立経営の推進を図り、農業、商業経営の確立と明るい家庭づくりを目的とすると定めています。附則に昭和51年6月2日から施行、継続して現在に至っています。発足した昭和51年は西暦で1976年、約50年前の組織体制です。当時は機能したかもしれませんが、現在では当初目的に合った対象者自体がない状況と推察します。結婚対象者の独身の多くは男女含めて勤労者、いわゆる会社員の方が8割以上という時代です。対象者を実態に合わせ、どのような方でも結婚が成立した場合、既定の仲人料を支払うべきです。

また、組織改編で重要なのは、結婚相談員の責任者としての専門職員の配置が重要なことです。昨年の10月に坂東市結婚相談員情報交換会として、相談員ほぼ全員が研修に参加しました。坂東市では、結婚相談員の専門職員が確立していて、仲人成立も増えて

いるという講演でした。同じく組織改編に当たっては、町の相談員の責任者は専門の職員を配置することや、関係する各課からプロジェクトチームをつくるくらいの構成にするよう提案します。

次に、今後の取組計画案について質問します。先ほど述べました組織改編は時間がかかると思われます。それまでの間の結婚相談に関する計画案について伺います。

次に、2項目の学校教育問題について質問します。日本語指導が必要な公立の小中高などに在籍する児童生徒について文部科学省が全国調査した結果、2023年度は計6万9,123人で過去最多を更新したことを公表しました。調査では、国籍にかかわらず、日本語は全く話せなかったり、読み書きが苦手だったり、支援が必要と学校が判断した児童生徒の数を調べたものです。増加の背景には、少子化などによる人手不足を受け、日本に住む外国人労働者が増えていることに理由があるといえます。八千代町の外国人の増加に伴う所帯数の増加については、本年度第1定例会の私の一般質問でも取り上げました。今後、外国籍の児童生徒が増えることが予想されます。町の外国人の児童生徒数の実態と国籍別人数について伺います。

先ほどの文科省の調査では、日本語の補習などの学校の対応について、学習指導要領ではきめ細かな指導が必要な支援を求めています。しかし、自治体の約1割が指導する教員の不足などを理由に支援できていなかったといえます。町の小中学生の中にも外国人の児童生徒が散見されるようになりました。読み書きが苦手だったり、支援が必要な外国人の児童生徒はどのくらいいるのか伺います。

また、日本語指導が必要な児童生徒が急増する中、10人未満しかいない自治体も増えています。こうした地域は、日本語指導を支援するNPO法人は、経験と人材の不足が課題だと指摘しています。町教育委員会では、この日本語指導の対応はどのような状況なのか、また対応している場合はどのような指導内容になっているのか伺います。

以上で質問を終わります。

議長（上野政男君） 馬場秘書公室長。

（秘書公室長 馬場俊明君登壇）

秘書公室長（馬場俊明君） 議席番号7番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、結婚相談対策についてのご質問にありました結婚対象者のデータ数、こちらと現在町で行っております結婚支援事業についてお答えをいたします。初めに、

年齢別、職業別の結婚対象者数についてでございますが、令和2年の国勢調査によりますと、15歳以上の人口に占める未婚率というものが出されてございます。当町の15歳以上の人口1万8,573人に対しまして、未婚の方が4,760人で、未婚率は25.6%となっております。茨城県の平均未婚率が26%でございますので、比較いたしますと平均よりは低い数字となっている状況でございます。男女別で見えますと、男性の未婚率が32.5%、女性の未婚率は18.1%、男性のほうが未婚率が高い傾向となっております。

次に、年代別に見ますと、20代では20代の人口が2,038人に対しまして、未婚者が1,623人ということで未婚率79.6%、約8割の方が未婚という状況でございます。そのうち男性の未婚率は82.2%、女性は75.4%という数字でございました。30代では、未婚率は36.6%、人口が2,264人に対し、未婚者が828人で未婚率36.6%でございます。そのうち男性の未婚率は43.2%、女性27.3%でございました。40代の未婚率ですが、こちらは22.7%で、人口2,753人に対し、未婚者625人で22.7%でございます。そのうち男性が30.3%、女性13.4%という未婚率でございました。

職業別の未婚者数につきましては、データがございませんので、ご了承願いたいと思います。

次に、当町における結婚支援に対する取組のほうを答弁させていただきます。結婚支援に対する取組といたしましては、いばらきマリッジサポーターという方が茨城県から委嘱を受け、ボランティアで広域的な結婚支援活動を行っております。令和6年7月現在、県内では209人、当町におきましては6人の方がマリッジサポーターとして委嘱をされ、婚活パーティーや結婚相談会を開催するなどの活動を行っていただいております。また、マリッジサポーターの6人のうち4人の方は結婚相談員、先ほど議員がおっしゃいました、農政課でやっている結婚相談員も兼務という形でされていると、6人のうち4人が結婚相談員という状況でございます。

また、茨城県が結婚を支援しておりますいばらき出会いサポートセンター、一般社団法人ですけれども、出会いサポートセンターというものがございます。こちらに会員登録をした人に対して、出会いの場の提供やAIによるマッチングシステム、アプリなどを使った情報提供などを行っております。令和6年7月時点での県内の会員数は3,325人で、そのうち男性が2,010人、女性1,315人となっております。この制度におきまして、昨年度、2023年度に交際を始めた会員が前年度比で3.5%の増、1,365組となり、過去最多になったということでございます。これは、女性を対象として入会登録料の無料キャ

ンペーンを実施した結果、女性会員が4割を超えたということが要因の一つとされております。こちらは茨城県の制度ではございますが、町民の方で会員登録をする方に対して、町独自で登録料の助成をしております。これまで累計で16件の交付実績がございます。令和6年7月現在で、当町の会員登録数は男性10名、女性4名の合計14名となっております。今後も制度の周知徹底を図り、会員登録の拡大に努めてまいりたいと考えております。

そのほか町内で行われる婚活イベント、こちらの開催費用に対しまして、5万円を上限に補助をしております。累計で5件の実績がございます。さらに、町独自の事業として、婚活イベントに参加した方の参加料の一部を助成する事業を実施しております。1人2,000円を上限に参加費用を助成する事業がございます。

また、結婚後も当町に定住していただくための施策としまして、新婚家庭家賃助成金を設けております。婚姻後3年以内に町内のアパートに入居した方に家賃の一部として毎月1万円を助成するもので、累計で50件ほどの実績がございます。さらに、本年度からの新規事業としまして、結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、結婚新生活支援事業を創設いたしました。結婚に伴う住宅の取得費用やリフォーム費用、引っ越し費用などに対して、最大で60万円を補助するものとなっております。

今後の計画といたしまして、八千代町と下妻市、常総市の3市町で昨年度交流連携協定を締結をしております、広域的なイベントの開催なども現在協議をしておりますので、そのようなイベントを通じまして若い人たちの出会いの場、こういったものもつくりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 議席番号7番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えいたします。

私からは、農政課で実施している結婚対策の取組についてお答えいたします。増田議員の質問にもございましたが、町では昭和50年に農業振興の中核となる担い手の確保及び育成を推進するため、八千代町農業後継者育成対策協議会を設立いたしました。その翌年の昭和51年には、協議会において八千代町農業後継者及び小規模企業者結婚対策に関する要綱を定めまして、農業後継者と小規模企業者の配偶者の確保に向けた取組を推

進することを目的に、結婚相談員を設置いたしました。現在、10名の結婚相談員が活動を行っており、うち4名の方は県が実施する茨城県結婚支援マリッジサポーターとして活動も行っております。増田議員におかれましても、結婚相談員としてお骨折りをいただいているところでございます。

結婚相談員の活動でございますが、結婚を希望する方の出会いの相談や仲介活動を基本としまして、結婚対策のための会議や情報交換会、独身男女の交流イベントやバスツアーなどを開催し、婚活支援に取り組んでおります。昨年度は、坂東市の結婚相談員及び結婚相談推進員の方との意見交換会の実施や「婚活のすすめ」と題した婚活講座を開催しまして、50名程度の参加をいただきました。現在では、農業後継者や小規模企業経営者に限定せず、幅広く呼びかけて各種事業を実施しております。

また、農業後継者育成対策協議会では、農業後継者や小規模企業者の縁組を仲介した方に対し、縁組報奨金制度により1件3万円の支援も行っているところでございます。昭和60年度から制度が始まりまして、約40年間で300組の縁組成立に支援をしております。

今年度の事業といたしましては、茨城県で婚活イベント等を運営、開催しているいばらき出会いサポートセンターの協力を得まして、筑西市、坂東市との共催で「恋するフルーツガーデン」と題しまして、セミナーとフルーツを味わいながら恋括のイベントを開催いたしました。今後も結婚相談員の活動をサポートし、結婚対策事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） 議席番号7番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えいたします。

初めに、町の外国人の児童生徒数の実態と国籍別人数についてお答えいたします。まず、各学校における外国人の児童生徒の在籍数ですが、西豊田小学校が6人、安静小学校3人、中結城小学校24人、下結城小学校5人、川西小学校はおりません。八千代第一中学校10人、東中学校2人の合計50名でございます。国籍別人数につきましては、スリランカが15人、パキスタンが11人、フィリピンが6人、中国が5人、インドネシア、タイ、ブラジル、ベトナム、ペルー、モンゴルがそれぞれ2人、ロシアが1人の11か国となります。

続きまして、日本語指導が必要な児童生徒の増加問題についてお答えいたします。本町では、中結城小学校と八千代第一中学校に日本語指導教室を開設しております。中結城小学校では16人の児童が、八千代第一中学校では7人の生徒が在籍しております。中結城小学校では、昨年度は1教室の開設でございましたが、日本語指導が必要な児童の増加により、今年度は2つの教室を開設して対応しているところでございます。

続きまして、日本語指導の状況、指導内容についてお答えいたします。子どもたちの日本語学習段階を初期の前期、初期の後期、強化につながる学習の3段階に分け、さらにサバイバル日本語、日本語基礎、技能別日本語、日本語と教科の統合学習、さらには教科の補習という5つの指導内容に分けて指導しているところでございます。年度当初に特別の教育課程編成実施計画書を作成いたしまして、一人一人のニーズに合った指導をしているため、日本語指導教室に通室する回数は子どもたちによっても異なっております。日本語学習の定着度合いも個人によって異なりますが、学年が上がるにつれて日本語基礎の時間よりも日本語と教科の統合学習や教科の補習に充てる時間が多くなっております。日本語指導教室での学習の効果は出ているものと考えているところでございます。

また、外国人の児童生徒の保護者への対応といたしましては、簡単な日本語や英語を使って説明したり、平仮名で要点のみを書いたメモを渡したりなどしておりますが、それでも意思疎通が難しいご家庭に対しましては、町の地域おこし協力隊員や英語教科の県派遣指導主事を通訳としてコミュニケーションを取ったり、今年度より始めました訪問型家庭教育支援を活用して支援をしているところでございます。今後につきましても、外国籍の児童生徒及びその保護者の支援に注力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。議員各位のご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号7番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

議員のご質問については、国の平均年齢が50歳、そして極端に進む人口減少の日本においての大変重い問題という形に捉えております。結婚相談対策についての質問という形になりますが、今年の「広報やちよ」3月号の町長コラムの中で、そのことについて

私の考えを触れさせていただいております。そこに令和3年に実施されました出生動向基本調査というもののデータを紹介させていただいたわけです。18歳から34歳の方に結婚の意思はありますかと質問したわけですが、男性が81.4%、女性は84.3%の人があると回答しています。また、交際相手がいるかというふうに質問した問いには、男性が72.2%、女性が64.2%の人がいないと回答しているわけです。この結果から考えますと、結婚の意思はあるが、交際相手がいないと、そういう若者が多かったというふうに捉えられるわけです。話は少し省きますが、交際に至れば結婚に結びつく確率は高くなると、このような結論になっているわけであります。一方、未婚女性の出産である非嫡出子率は、日本では2.4%と諸外国と比べて極めて低い状況にあるということです。結婚に至れば約2人の子どもを出生すると、こういうデータもあるわけであります。つまり結婚と出生の関連性が高い傾向にあるということになるというふうに、このデータは示しているということになります。結婚支援は、出生数を増やすことにもつながり、少子化対策、人口減少対策としても重要な役割を担っているということが言えるというのが、これで分かるという形になるわけです。議員のご指摘のとおり、結婚支援は農業や小規模企業の後継者対策のみならず、町全体の少子化対策、人口減少対策として進めるべき施策であると認識しております。

また、ご質問にありました町ぐるみで結婚支援に取り組むための組織改編につきましては、結婚支援対策は町の最重要課題であるということから、よりスピード感を持って、より手厚く、より踏み込んだ支援ができるよう、例えば地域商社株式会社はなまるBASEでの実施なども視野に入れ、組織体制の整備について検討してまいりたいというふうに思っております。

結婚相談というものは、人生を左右するようなハードルの高い問題という形になりますが、考え方としましては通り一辺倒といいますか、ありきたりの取組では、なかなか前に進まないのではないかなというふうに思っています。私としては、一つの手段としてイベントの開催、これは魅力あるイベントの開催というものがいいのではないかな、そして楽しくて肩の張らないような、そういうイベントで多くの若い人たちを、あるいは未婚者の人たちを参加に導くというのが必要かなと。もう一つは、議員の質問にもありましたように、仲人さんに対して少し手厚い支援をして、そして気持ちよく頑張ってもらって、こういう支援体制が必要だろうなというふうに考えているわけでございます。

今後の取組計画案につきましては、現在各担当部局で様々な支援制度によりそれぞれ

の取組を行っていることは、先ほど公室長からの説明のとおりであります。結婚相談会、婚活パーティーなど出会いの場創出への支援や、結婚後の生活を経済的に支援する助成金などの現在行っております施策を基に、結婚相談員の皆様やマリッジサポーターの皆様とご意見を伺いながら進めていきたいというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、町の重要施策でもありますし、そしてまた町の将来も左右する重要、そしてまたデリケートかつハードルの高い問題ということは先ほど申し上げましたが、これに関する組織というものについては、多くの方から統合したほうがいいのではないかというようなご意見を頂戴しております。また、私もそれはもっともだなということを考えておりまして、あとはどのタイミングで組織を再編、あるいは改正に導くかということでもありますので、その点はこの場においてはできるだけ早い機会で行ってきたいということを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

7番、増田光利議員。

7番（増田光利君） 町長からもできるだけ早く組織改編については進めていくという答弁をいただきましたので、より具体的にいつまでとかというふうにはお答えできるかどうか、ちょっとそれだけ答弁をお願いして、終わりにしていきたいと思います。

結婚相談員の中でも、これが正解というような結婚の仲人業というのはなかなか見つからないというのは誰も感じていることなのです。いろんな方法で取り組むという意味で、ぜひ町ぐるみでということについてもう一度いつ頃までというのを言っていただいて、答弁をお願いしたいと思います。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま再質問の中で、いつ頃かという話でございますが、そもそもこの問題が始まりましたのは農業が先行されたのだという認識で私はいます。農業に後継者がいない、そういう話から始まりまして、そうしたらそのうち商業もないよ、事業者もないという話になりまして、ではトータル的な話になるのかなということで、組織の一本化というものを目指さなければならないねという話がありましたし、またそういう職業の壁を越えなければならないということもございますので、私としてはなるべく早くと言いました。

議員のほうから、いつというふうに言ってくれという話ではありますが、例えば来月か

らやりますというのはなかなかできませんので、ある程度年度という形を考えていかなければならないと思います。事務方のほうも、私のほうからなるべく早いという形で組織体制つくってくれと、このようなことは私はもう既に周知してありますので、あとは事務方と相談しながら、そして組織を改編するに当たっては、議会のまた承認等も必要になりますので、その辺も含めて年度の一つの区切りというふうにお答えしまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 以上で7番、増田光利議員の質問を終わります。

ここで、答弁関係課長の入退場を許可をいたします。

次に、4番、吉田安夫議員の質問を許します。

4番、吉田安夫議員。

（4番 吉田安夫君登壇）

4番（吉田安夫君） 議長の許可をいただきましたので、通告どおり一般質問をいたします。

私の一般質問は、3年間に及ぶコロナワクチンに関する被害状況と、10月1日から定期接種されるレプリコンという1つ項目が加わるワクチンについてご質問いたします。3年間は4社の遺伝子ワクチン、mRNAという遺伝子ワクチンを使われてきましたが、今年の10月1日からMeiji Seika ファルマ、お菓子会社の子会社が何十分の1で何十倍の効果があるというような宣伝で始まったレプリコンワクチンですが、多くの医師会や看護倫理学会から物すごい懸念の声が上げられていますので、2点目はそれを質問させていただきます。

まず、1点目ですが、1977年からコロナが始まる2020年まで43年間、これでいろんなワクチン被害が3,680件認定されて、亡くなった人が158人、ところがワクチンが始まった2021年から今年9月の19日まで、3年9か月で認定死亡者が835人、これ比率に直しますと4対222です。考えられない数字ですよ。こういうことが起こってきて、最近超過死亡数という言葉があちこちで聞かれる。厚生労働省なんかのあれを見ても、私調べのができないので、私なりに数字を出してみました。2020年までの10年間、そうすると2011年は皆さんご存じのように、東北大震災3.11があった年なのです。このときには三、四万人多く亡くなっている。だから、そういう大きな災害があったから、次の年は少なくなっているのかなと、マイナスになっているのかなと思いましたが、この10年間ずっと死亡数は増えております。この10年間の死亡数が1,311万人、2021年、コロナが入っ

てきた年から今年の6月まで3年半、これで亡くなられた方が543万人、これ比率にしますと10対4なのです。超過死亡数って私の出し方が正しいわけではありませんけれども、厚生省から教われれば分かるのでしょけれども、今年の死亡数を前年度の死亡数で引いて、それを順次計算したのです、10年分。そうしたら、その10年間で亡くなった多くなった分、いわゆる超過死亡が18万7,000人だったのです。その次のコロナが入ってきた21年から3年半で31万8,000人亡くなった。たったこの3年半だけで11万3,000人多いわけです。私は、これをワクチン被害による、全てがワクチンとは言いませんが、この13万1,000人の死亡の中には、かなりのパーセンテージでワクチン被害が入っているというふうに思っています。逆に専門家の先生なんかは、その3年半で三十数万人も亡くなっているのだと、それは恐らくワクチンだと、もっと違う大学の先生なんかは、いや50万人になるでしょうと、そういうことを言われているわけです。

ですから、ちょっと資料が古いのです。今年の6月の新聞に載っていたのは、茨城県疾病対策課、ここが予防接種健康被害救済制度に基づいて茨城県の申請者を193人、そして認定したのが130人、その内訳は医療費支払った人が119人、死亡一時金が10人、障害者認定が1人、こんな状態になっているって6月の新聞に書いてありました。それからずっとまだ審査が続いているので、この数字はこれからどんどん、どんどん伸びていくと思います。そんなわけですので、この過去3年間の健康被害については、八千代町では今までに申請があったのかなかったのか、あったとしたらどのぐらいなのか、まずそれをお聞きます。

次に、レプリコンの質問をしてから一緒に答弁をいただきたいと思います。このレプリコンワクチンの安全性というのが最近出てきましたが、この間NHKのあさイチという朝の番組らしいのですが、それで初めてワクチンのことが出た、3年過ぎて天下のNHKが初めて国に逆らったというか、流したので、ちょっと話題になりましたけれども、今度10月1日から定期接種されるというレプリコンワクチンは、本当に今まで1回分の何十分の1で、効果は何十倍もあるということはたくさん打てるわけです。1つのロットをきちんと解くと15人分あるのです。そうすると、15人分あるともし接種会場で、なかなか1人か2人やって捨ててしまわなければならないので、3年間で6,600億円も捨てているのですから、ワクチン。6,600億円も捨てているのです。捨てた分の金額です。だから、もし定期接種やるのだったら、いろんな老人ホームとか、あるいはどこかに決められた会場でやれば15人分の薬が無駄にならないから、そういうところを狙われるので

はないかと私は心配しております。

先ほど申しました会社、これをつくって今までもやってきたのがファイザー、モデルナ、第一三共、武田薬品、レプリコンというのをつくったのが明治製菓の子会社、Meiji Seika ファルマが入って5社、このMeiji Seika ファルマのレプリコンワクチンというのは、永遠にたんぱくをつくり続ける、それが危険だというふうに言われているのです。その今までの疾病して亡くなられた方、まずこれが心臓関係、心筋炎、心筋梗塞、そういったものがあるのですが、広島大学の検視、亡くなった人の死体を検査する検視をやっている教授が何百のご遺体もやってきた中でこんなの初めて見たと、どういう現象かという、その亡くなられたご遺体のそのときの体温が42度から44度あったらうって、こんなのは今まで初めて。どうしてかは分かりませんが、その教授が言うのには細胞爆発と言っています。後で論理証明できるかどうかは分かりませんが、でもそういう事例があるということ。それから、ヘルペスとか皮膚病、皮膚疾患がただれたり、それから黒い斑点ができたりちょっと腐りかけたり、そこから調べてみたらスパイクたんぱくが出てきたのだって。だから、そういうことがあるので、恐らく高いパーセンテージで薬品の被害ではないかということが言われています。

そこで、今度八千代町も1回1万5,300円を、国の補助が8,300円、残り7,000円を今定例会で町長が2,000円出してやろうという話しましたので、結局個人負担は5,000円になるのではないかなと思うのですが、これをやっていいのかわかるかですよ、皆さん。だから、昔は風邪引いて肺炎起こして死ぬのが老人の幸せだったのです。うちのじいちゃんもばあちゃんもみんな風邪で亡くなったと、結局風邪から肺炎起こして亡くなって大往生だったということなのですから、わけも分からないような体に変化するワクチンで亡くなりたくないですよ。私なんかもそう思います。町が補助金を出すかどうかは、それは構いませんけれども、その周知ですか、今度の。レプリコンワクチンというのは今までのワクチンとは違うのだよと、mRNAの遺伝子ワクチンだけでも、今までは1回打って1か月ぐらいでなくなるものだよみたいな話をしていたのだけれども、1年半も2年も残ってそういう皮膚病を起こしたり、心疾患を起こしたりするというのがどんどん、どんどん増えているのです。私がさっき超過死亡数が3年間で13万人と言ったけれども、これの恐らく丸を1つつけたぐらいはワクチンで亡くなっているのではないかと思います。

そこで、このコロナワクチンについてどのように周知徹底して皆さんにお知らせするか。大阪の泉大津市というところでは、3年前からもう物すごいパンフレットを出したり、やりたい人には補助金出すけれども、こういうことがあるかもしれない、こういうことがあるかもしれないというのを徹底してやっているのですよ、今の市長さんが、大阪、泉大津市の。だから、補助金を返すぐらいの気持ちで住民の命というものを考えて、これからワクチンは導入していただきたいと思います。

私の質問は以上で終わらせていただきます。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 議席番号4番、吉田安夫議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の予防接種健康被害救済制度に基づきます申請件数と救済認定者数についてでございますが、予防接種健康被害救済制度とは予防接種法の臨時接種及び定期接種によって引き起こされた副反応、そういったものにより生活に支障が出るような障害が残ってしまったと、そういった健康被害が生じた場合に、法律に基づきまして医療費及び医療手当等の給付を受けることができるという制度でございます。

そちらの救済認定を希望する方につきましては、町のほうに請求書及び必要書類を提出していただきまして、まずは町の予防接種健康被害調査委員会、こちらを経まして県へ進達、県のほうでは書類を確認した後に国のほうに送りまして、国において各種専門家で構成しました疾病・障害認定審査会、こちらで予防接種との因果関係を審議しまして、認定あるいは否認、そういった判定がなされます。判定結果につきましては、県、町を通して本人に通知をするといった、このような流れになってございます。

八千代町におきます新型コロナワクチンによる予防接種健康被害救済制度の申請件数でございますけれども、令和6年9月25日現在、4名となります。その4名のうち2名が認定されまして、医療費及び医療手当が給付されております。残りの2名につきましては、現在、国のほうからの判定結果を待っているというような状態でございます。

続きまして、2点目のご質問であります自己増殖型mRNAワクチン、いわゆるレプリコンワクチンといったものの明治製菓系の製薬会社がつくったということでありますコストাবে筋注用の安全性及び倫理性についてのご質問でございますが、昨年度まで特例臨時接種として生後6か月以上の全住民の方を対象として行っておりました新型コロナ

ナのワクチン接種でございますけれども、令和6年度、今年度より予防接種法に基づきます定期接種に位置づけられました。今回の定期接種の位置づけによりまして、対象者は65歳以上の方と60歳から64歳で重症化リスクの高い方となり、10月からその定期接種の期間が始まる予定でございます。

議員ご質問のレプリコンワクチンに関連しましては、今年の令和6年6月21日に参議院議員、国会議員であります川田龍平氏より、参議院にレプリコンワクチンに関する質問主意書が提出されまして、その中で国のほうと議員とのほうでワクチンの安全性、あるいは有効性とかにつきまして議論がなされておりますので、その辺につきまして少し触れさせていただきたいと思います。

まず、このレプリコンワクチンの有効性及び安全性について、想定される副反応はどのようなのかといった質問と、厚生労働省がワクチンについてどのような評価をしているのかという川田参議院議員の質問に対しまして、国としましては、令和5年の11月28日に製造、販売の承認を行った、さっき議員ご質問の中にもありましたMeiji Seikaファルマという会社のコストイベ筋注用については、国内外の臨床試験の成績を評価した結果、発症予防効果は示されていると、また日本人に対する追加免疫を検討した試験において比較対象のファイザー製のワクチン、こちらはコミナティという製品ですが、こちらに対しても非劣性、劣らないということが検証されたというような評価をされております。

そして、その安全性につきましては、質問の中でご指摘されていた有害事象等の報告も勘案した上で、臨床試験における有害事象の種類及び発現割合、そういったものにつきましては、既存のワクチン、他社のワクチンと大きな差異は認められていない。また、多くが軽度または中等度の有害事象であったことから、18歳以上の者における本剤の安全性については任用可能、受け入れられるということだと思っておりますけれども、そのように国としては判断をしているところでございます。

また、議員ご質問の中にございました、そのワクチンを接種したことによりまして、接種した方の中からワクチンによって体の中でつくられた成分がほかの方に伝播する、ワクチン成分が移っていくというようなことについてはどう考えるのか、あるいはそういった可能性についてはどう認識しているのかというふうな川田参議院議員の質問に対しまして、国のほうとしましては、ワクチンの被接種者から当該ワクチンの接種により産生された物質、体の中で発生した物質が拡散されて、ほかのものに影響を与える事象

が起きると、そういった科学的知見は現時点ではないことから、現時点で確認できる範囲では、そういった事象についての調査は行われていないものというふうに承知しているとしており、他者への伝播の可能性について判明していないのであれば、ワクチンの使用を中止するべきと考えるが、政府のほうの見解を示されたいという質問に対しましては、Meiji Seika ファルマのコスタイベについては、そういった事象が生じるとの科学的知見は現時点ではないということから、参議院議員ご指摘のように使用を中止するべきではないというふうに、使用するべきと考えてはいないというふうに回答しております。

以上、4点ほど川田龍平参議院議員と国のほうとのワクチンの安全性、効果、ワクチン成分の伝播、そういったものについての議論の要旨を述べさせていただきました。町といたしましては、これらの国の専門家の議論の論点を踏まえ、今後とも国の動向を注視するとともに、住民への情報提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、この秋のワクチン接種で使用されるワクチンといたしましては、WHO、世界保健機関の推奨などもございまして、オミクロン株のJN. 1系統といったものを使用するということに決まっております、そのJN. 1系統ワクチンの薬事承認の状況でございますが、現在5つの製薬会社のワクチンが承認されているというふうな情報を得ております。その5つのうちの3種類のワクチンは、これまで使ってきました従来型のmRNAワクチンの株が最新のものになったものでございます。もう一種類が議員ご質問のレプリコンワクチンと言われる増幅型のmRNAワクチン、5つ目、もう一つは組換えタンパクワクチンと言われる、またmRNAとは違ったタイプのワクチンだということでございます。

この秋始まります新型コロナウイルスのワクチンにつきましては、予防接種法上のB類疾病、こちらのB類疾病とは、予防接種の中でも個人の健康を守る、個人の重症化を守るといった病気を類型しておりまして、種類としましては高齢者のインフルエンザワクチン、あるいは高齢者の肺炎球菌ワクチン、それと同じ位置づけに新型コロナウイルスのほうも位置づけられることになりました。こちらの予防接種につきましては、あくまでも個人の健康を守るというのが主眼でございますので、接種を受けるように努めなければならないという努力義務の規定はございません。新型コロナワクチンの接種につきましては、そのワクチンの接種によって得られる効果と副反応などのリスクを比較し

て、ご本人に接種についてご判断をしていただくべきものであるというふうに考えております。町民の皆様がワクチン接種につきまして、ご自身の価値観、それらに基づきご判断いただけますよう、引き続き町ホームページや地元医師会を通じましてお知らせするとともに、ワクチン接種に関するお問合せにつきましては、しっかりとお話を聞き、併せて丁寧にご説明をするように努めてまいりますので、今後とも議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

4 番、吉田安夫議員。

4 番（吉田安夫君） これは質問ではありません。私らも一生懸命勉強してきますので、職員の皆さんも外部の情報をまず取っていただきたいと。薬というのは5年も10年もかけて治験される。日本は、薬の出回るまでが長いというけれども、長いのは当たり前でして、やっぱり5年、10年かけないと、そういう治験をしないと人の命を救うか殺すかどっちかだから。ところが、ワクチンというのは健康な人がやるのです。薬というのは病気を持っている、疾病を抱えている方がそれに合った薬を与えられるのですが、ワクチンの場合は健康な人に打つのです。だから、私らもあちこちからそういう情報は勉強しますけれども、職員の皆さんも勉強していただいて、広報とかパンフレットとか、そういうものをきちんと流していただいて、大阪の泉大津市のように本人に納得していただいて打ってもらおうと、そういうことをぜひ積極的にやっていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わります。

議長（上野政男君） 吉田議員、要望でいいですか。

4 番（吉田安夫君） 要望です。

議長（上野政男君） 以上で4 番、吉田安夫議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

（午前11時17分）

議長（上野政男君） それでは、再開をいたします。

（午前11時17分）

議長（上野政男君） ここで、答弁関係課長の入退場を許します。

（「議長、手洗い行ってきます」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 17 分）

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開をいたします。

（午前 11 時 25 分）

議長（上野政男君） 次に、6 番、安田忠司議員の質問を許します。

6 番、安田忠司議員。

（6 番 安田忠司君登壇）

6 番（安田忠司君） それでは、議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。私のほうからは道德教育ということで、小中学校の生涯教育、それと道德教育、八千代町の生涯学習と社会教育についてお願いをしたいと思います。

始まる前に、町長の選挙のほう無事に終わりました。再任をさせていただきまして、町長、誠におめでとうございます。今後ともどうぞよろしくお願いしたいと思います。それと、町長の4年間の実績、これ大分目をみはるものがありまして、ふるさと納税の倍増、それと学校給食の無料化、それと今取りかかっております公民館、体育館、プール、それと消防署の再建に関しての取組、それと学校の在り方委員会ということで、大分小学校の生徒、中学校の児童生徒が激減しているというような状態で、いろんな形で取り組んでいただいております。そういうことで町民の方も大変感動しまして、ぜひ今後の4年間はしっかり今まで以上に取り組んでいただいて、やはり大きな町の激変、これは八千代だけではなくて、日本全体で各地域で大きく変化をする、そういうふうな時代になっておると思いますので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

私のほうから、その一番基本になる人材育成、心の教育、道德と生涯学習、それについてお聞きをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。道德というものは、人生の生まれてから死ぬまでの間、人間を大切にするという、そのベースに心の思いやりというのがあれば、必ず心と生命に対する畏敬の念、そういうのが出てくるわけです。それが人が互いに尊重し、共同して社会を形づくっていくという上で、共通に求められるルールとかマナーを学び、規範意識などを育むとともに、人としてよりよく生きるという上で最も大切なものであるというふうに思います。自分がどの

ように生きるべきか、こういうことなどについては、時にはいろんな悩みとか考え、そういうものが巡り巡ってくるわけなのですが、自らの生き方を育んでいくことが最も大事な時期にそういうものの判断の基準になるというふうに思います。

さらに今後、社会がグローバル化、A I、D X、コンピューター等の進展がする中で様々な文化の価値観や背景、そういうことが変わり、人と人が相互に尊重し合いながら生きることや科学技術の発展、それと社会経済の変化の中で人間の幸福と社会の発展の調和的な実現を図ることが一層重要な課題となり、こうした課題に対応していくために、社会を構成する主体である一人一人の人間が高い倫理感を持ち、人としての生き方、社会の在り方について、時には対峙することがあると思いますが、そういうことを含め多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話をし、協働しながらよりよい方向を目指す資質、能力を備えること、これが一番大事なかと、重要であるというふうに思います。

こうした資質、能力の育成に向けた道徳教育は、大きな役割を果たす必要があり、このように道徳教育は人が一生を通じて追求すべき人格形成の根幹に関わるものであるものと同時に、民主的な国家社会の持続、発展を根底で支えるものであり、道徳教育を通じて育成される道徳性、とりわけ本質を考える力の何事にも主体性を持って誠実に向き合う意思や態度、豊かな情操など、豊かな心だけではなく確かな学力や健やかな体の基盤ともなり、生きる力を育むための極めて重要なもので、最も大切だと思います。

歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものが忌避し、毛嫌いをされていると、そういう風潮があること、他の教科等に比べ軽んじているということ、多くの課題が指摘をされておりますが、道徳教育は生徒の人格の基盤となる道徳性を培う重要な役割があることを鑑みれば、これらの実態も真摯に受け止めつつ、その改善、充実、真剣に取り組んでいく必要があるというふうに思います。

そこで、学校の教育活動全体を通して行う道徳教育、それと豊かな心を育む教育、不登校、いじめ問題、これも道徳が深く関与していると思いますので、いじめ、そういうふうな問題、確かな学力を育む教育の推進、時代の変化に対応できる教育の推進、それと情報モラルと現代的な課題に関する生涯学習と社会教育について、町長と教育長のほうに質問させていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） 議席番号6番、安田忠司議員の通告による一般質問にお答えいたします。

急速な少子化の進展に伴いまして、子ども同士のふれあいの機会は減少して、核家族化により家庭の教育力の低下も危ぶまれる中で、不登校やいじめなど子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しているところでございます。そのような変化の激しい予測困難な時代であるからこそ、家庭、地域、学校が一体となって子どもたちに望ましい生活習慣や、正しく判断し、主体的に行動できる規範意識、豊かな人間性を育むことが必要であります。このため、町では未来を担う子どもたちのため、様々な事業を実施しているところでございます。

初めに、1点目のご質問である学校教育全体を通じて行う道德教育の充実について答弁させていただきます。校長のリーダーシップの下、道德教育推進教師が中心となり、教科となった道德の授業を毎週行っているところでございます。その中では、今までの道德と違いまして、考え、議論する道德ということで質的な変換が求められ、それに努めているところでございます。具体的には、問題解決的な学習や道德的行為に関する体験的な学習などを取り入れて、児童生徒が安心して学べる魅力ある学校、学級づくりに推進しているところでございます。また、教職員の資質向上の面では、道德教育推進教師を中心とする組織的、計画的な指導体制の確立と校内研修の充実を図っているところでございます。

続きまして、2点目のご質問である豊かな心を育む教育の推進についてでございます。学校教育の観点からの主な取組でございますが、特別活動の充実として児童生徒の主体的な活動を進めているところでございます。各種フォーラムの実施、特に小学校においては縦割り班での遊びや清掃活動、中学校では未来の八千代町について考える共同学習など、様々な活動を通して児童一人一人のよさや可能性などを積極的に認め、自己有用感や自己肯定感を高める工夫を行い、キャリア教育にもつなげております。学校の教育活動全体を通じて行う道德ということでは、やはりこの特別活動も大きな柱となっているところでございます。

続きまして、人権教育の充実というところも、やはり心を育むことには大事なものでございます。人権コーナーを充実させたり、児童会、生徒会を中心にした人権集会や性的マイノリティーについて考える集会などを実施いたしております。

また、読書活動におきまして、みんなにすすめたい一冊の本事業という県の事業がご

ございますが、八千代町は小学校では18年連続100%ということで、茨城県教育長賞を受賞するなどの実績も上げているところでございます。

続きまして、生涯学習の観点からの主な取組といたしましては、愛らんど八千代事業を毎年夏休み期間に北海道方面へ6泊7日の長期宿泊体験を行っているところでございます。様々な体験活動を通じて子どもたちが自立し、強い意思、他人を思いやる心など、青少年期に育む豊かな心を身につけさせるとともに、家族や仲間の大切さ、基本的な人間関係を学ぶことを目的として実施しているところでございます。

続きまして、子ども会活動事業といたしまして、秋まつりのこどもフェスティバル、サマーキャンプ、親子映画会、親子スキーのつどい等を実施しております。家庭や学校では体験できない活動を仲間と共有することにより、心身の成長、発達を目的に実施しているところでございます。また、地域子ども教室事業ということでは、レクリエーションや理科実験などを年間を通して実施しているところでございます。このような様々な生涯学習からの観点も含めながら、心を豊かにしている事業を進めているところでございます。

また、生涯学習ということで、高校生を対象といたしまして、高校生歴史学芸事業を実施しております。この事業につきましては、高校生が地域の歴史を学び、資質の向上、郷土愛を育むことを目的としているところでございます。

また、町の図書館におきましては、未就学児を対象とした八千代よむよむクラブによる読み聞かせ会の開催や夏休みにおける子ども向けのライブラリーシアター、子どもたちを対象とした図書館イベント等を開催しており、読書への関心を高めながら、感受性や情緒を育む取組を進めているところでございます。

さらに、公民館の講座、教室等においても、小学生とその親を対象とした手作りのパン教室やレクリエーション、スポーツ教室など、親子ふれあい教室を開催しながら、親子のふれあいを求めながら、そして今年度は新規の教室といたしまして、中学生を対象とした同じような教室を実施しているところでございます。

いずれの事業におきましても、心の教育に重点を置いて事業を展開しているというところでございます。今後も事業のさらなる充実を図り、子どもたちに様々な体験、経験をさせることにより、知徳体のバランスの取れた生きる力の育成を図って、当たり前のことが当たり前ができるいわゆる凡事徹底を目指し、豊かな心を育む教育の推進を図っていきたいと考えております。

続きまして、3点目のご質問である不登校、いじめ問題の対応についての充実でございます。本町の令和5年度の不登校児童生徒についてお答えいたします。30日以上欠席した児童は8名、生徒は8名、ともに8名でございましたが、不登校児童生徒について不登校の起因として多かったものは、学校生活に対してやる気が出ない、生活リズムの不調などでございました。その対応といたしまして、多くの教職員が児童生徒及び保護者の支援に当たったり、外部機関としてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センターけやきの家、こども家庭課、児童相談所等々、関係機関と連携を強化し、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指しているところでございます。

また、いじめ問題についてでございますが、令和5年度のいじめ認知件数は小学校で225件、中学校59件でございました。主な内容といたしましては、冷やかし、からかい、悪口、文句、仲間外れ、無視、スマホ等での誹謗中傷でございました。文部科学省といたしましては、いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかしというふうに肯定的に捉えており、本町でもこのことについては同様に捉えているところでございます。各学校におきましては、未然防止、早期発見のために、先ほど来申し上げました外部機関との連携、それから毎日の子どもたちへの健康観察の活用、SOSの出し方に関する教育や情報モラル教育の実施、いじめに係る生徒会、児童会中心の取組など、様々な手だてを講じているところでございます。

4点目のご質問である確かな学力を育む教育の推進についてでございますが、八千代町では学力の向上を重点課題の一つとして力を入れて進めているところでございます。どうして、なぜこんなふうになるのだろう、もっと知りたい、もっと分きたいという自ら学ぶ力を大切に、児童生徒主体の授業の展開、探求的な学びの充実を図っているところでございます。また、学習では授業も家庭学習でもどちらでもタブレットを効果的に活用し、学びの充実を図っているところでございます。

また、教科により習熟度別学習や少人数学習、ティーム・ティーチングでの授業を取り入れたり、専科教員や一部教科担任制などを取り入れたりするなど、各学校で指導体制の工夫を図り、確かな学力の定着に努めているところでございます。今年度は、特に英語教育に力を入れております。小学校5、6年生と中学生を対象に、外国人の講師たちと1対1でのオンライン英会話レッスン、小学校は1対2という形になりますけれども、中学校では1対1を実施し、楽しみながら英語に親しみ、効果的な学びを進めてい

るところでございます。

また、宇都宮大学の教授や指導教諭を講師として迎え、授業研修の機会を設けたり、八千代町の英語力向上の推進のために、今後は12月に町内英語力プレゼンテーションフォーラム、11月、3月にはイングリッシュキャンプということも計画しているところでございます。今後につきましても、日々の授業を大切にしながら、子どもたちの確かな学力につなげていきたいと考えているところでございます。

5点目の質問であります時代の変化に対応できる教育についてでございます。本町では現在、情報教育の充実、ICT活用の推進に力を入れているところでございます。情報教育の充実、ICT活用の推進では、町内小学校全校において一人一人の理解に応じた適切な問題を出題するAIドリルの導入や、家庭学習でのタブレット効果的活用などを推進しているところでございます。

また、本年度におきましては、県の遠隔推進授業実践校として八千代第一中学校2年生と東中学校3年生を対象にして、茨城大学の教授を専門人材として中学校の技術の分野でプログラミング教育の授業を担当教員とともに進めているところでございます。これからも学びを支えられるように、ICT環境の整備、運用に努めてまいりたいというふうに考えております。

さて、6点目のご質問でございます。情報モラルと現代的な課題に関する生涯学習と社会教育についてお答えいたします。新型コロナウイルスの感染拡大以降、社会生活におけるデジタル化が急速に進展いたしまして、子どもたちにもスマートフォンやタブレット端末などが普及しているところでございます。インターネットは、子どもたちの学習や生活に大きな影響を与えているところです。そのような中で、SNSや掲示板等において特定の児童生徒に対する誹謗中傷が行われるなど、ネット上のいじめが問題となっているところでございます。このようなことから、当町におきましても生涯学習の観点から、家庭教育学級におきまして親子情報モラル教室の開催や青少年相談員を対象とし、インターネットの危険から子どもを守るための講習会等を開催しているところでございます。これまでは家庭、他人、集団、社会などと関係を順に経験しながら、時間をかけて理解することができましたが、インターネットの世界においては、スマートフォン等の画面を開いた瞬間に見えない人となつがったり、社会との接点が生じてしまい、自分でも予測しない影響を与えてしまうことや、対面でのコミュニケーションでは考えられないような誤解が生まれる可能性がございます。このような情報社会の特性を理解

して適正な行動ができるよう、学校教育だけでなく地域、家庭との連携を図りつつ、生命倫理や情報倫理、あるいは日常的な道徳的課題、すなわち答えが1つと限らない現代的課題を解決していく力を育てる教育を推進していきたいと考えているところでございます。

最後になりますが、子どもたちは郷土である八千代町で教育を受け成長します。郷土を愛し、郷土を思い、郷土のために尽くす人材を育むことが私たち大人の使命であると考えているところでございます。この愛郷無限という考えを八千代町の未来を担う子どもたちに身につけさせていくことが大きな課題であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。議員各位のご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号6番、安田忠司議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

先ほど4年間のという話をさせていただきました。ありがとうございます。私の4年間は、3年がコロナの対策に追われて、その中でも議員さん、町民の皆様のご理解、ご支援によりまして、成し遂げることができた事業もございます。改めて御礼申し上げさせていただきますと思います。4年のうち途中からは、コロナ対策の中でやれなかったことがあったときに方向転換しまして、ならば八千代町の課題を検討を進めておこうというものが恐らく2期目に来てくればいいのではないかなというふうなことを思っておりますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

安田議員の質問は、小中学校の生涯学習、道徳教育、八千代町の生涯学習と社会教育についてでございます。重く深く幅広く大変大事な質問という形になろうかと思います。このことにつきましては、前の赤松教育長、そして今の関教育長ともよく話合いの対象としております。ですから、先ほど教育長が述べられたことは、おおむね私も同じ考えということでございます。私は、道徳ということについては、一応定義づけとしまして、心の教育という中で相手の気持ちや自分の気持ち、それがほかの人たちとどのように違うか多様性や他者理解を目標とした授業、これは道徳授業という形で、これは書いてあった話で、こういうことでありますが、私の経験からしますと、小学校の頃、担任の先生から相手にこんなことされたらおまえどう思うのだ、よく考えろ。そしてもう一つは、

困っている人がいたら手を差し伸べるのだと、これ立派な道德教育をしていただいたのだな。今60を超えますが、考えて大変立派な先生に道德のご指導を受けたのだなという思いがしております。

そんな中で、現在の子どもたちを取り巻く環境は、少子化、核家族化、デジタル化、グローバル化、価値観の多様化など、昨今の社会的背景によって大きく変化しているというふうに感じております。さらに、不登校やいじめなどの問題も増加傾向にあることは先ほどのとおりです。そのため、このような複雑化する問題に対して、社会全体として子どもたちを支える取組が必要であろうと、このような考えを持っております。

八千代町では、まちづくりの基本姿勢である人のつながり、心の豊かさ、これを大切にしまして、真に豊かなまちを目指しているところでございます。また、変化の激しい予測困難な時代の中にあっても、町民の皆様がより楽しい生活を、そしてより安心な生活をできるよう、このような八千代町をつくり上げ、発展させ、次の世代に希望を持ってつなげることができるよう、まちづくりに取り組んでいるところでございます。第6次総合計画におきまして、基本目標に「未来につなぐ、八千代人を育むまち」を設定し、それを受けまして八千代町教育の基本方針に「豊かな感性と的確な判断力、行動力を持ち、社会の発展に貢献できる人間の育成に努める」、このようなことを掲げ、教育の推進を図っております。

時代は今、これまでの前例主義の通用しない予測困難な非連続の時代を迎えております。安田議員が常々おっしゃっておられるとおり、まちづくりの基本は人づくりにあると思います。つまりまちづくりは人なり、町は人なりという形になろうかと思いますが、私がこの言葉に接したのは昭和55年であります。そのときに元町長であった宮本邦朋さんがこの言葉を使った。「町は人なり」、これを今でも私の胸にあるという形になります。時代の変化に的確に対応して、八千代町の人口がたとえ減少したとしても、活力が衰えない元気な魅力がある八千代町の将来像を描き、みんなの夢に挑戦していきたいというふうに考えております。そのためには、当町に住む人の心や生き方が豊かである必要があると、それが道德や生涯学習によって達成されるのではないかなというふうな考えを持っております。さらには、学校はもとより、家庭、地域社会が一体となって、さらなる学びの機会の充実を図り、学校教育並びに社会教育の発展に取り組み、子どもたちに夢を与えていきたい、このように考えているところであります。そしてまた一方で、家庭教育というものの大切さ、家庭での道德の教え、これの大切さを私は考えているとこ

ろでございます。

いずれにしても、この八千代町で学ぶ道德教育、生涯学習によって自分の人生を豊かにする、これが最終的な目標であろうかということを申し添えまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

6 番、安田忠司議員。

6 番（安田忠司君） ありがとうございます。大体的内容的なものは聞かせていただきまして、ちょっと生涯学習のことについてお聞きをしたいと思います。

生涯学習に関しては、町長が言われました町は人なりと、やはり人材育成、これが一番町の宝でもあり、家庭でも社会、それと地域でも全部共通していると思うのです。そこで、生涯学習における学校の役割ということ、これ定義づけられておりますので、豊かな心を育む道德教育については、生涯学習の教育理念、基本法で生涯学習の理念として、第3条、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会やあらゆる場所において学習することができる、そういう成果が適切に生じることのできる社会の実現を図らなければならないと、こういうふうに定義づけられているのです。

そこで、生涯学習における学校の役割について、学校における学校研究、教育の研究の成果や施設、地域住民に学校を開放し、交流や意見交換等を進める、住民とともに心の教育、道德を高める学習の機会を提供するということであうたわれているのですが、今学校で行われているような授業に対して、このような内容について事例だとか今後の目標とか計画がありましたらお聞きをしたいというふうに思います。

それと、先ほどいじめの問題が大分出ているというふうなことを聞かせてもらったのですが、国の統計のほうで自殺者、八千代町にはないと思うのですが、全国で2023年3月時点で514人の方が亡くなっているのです、自殺で。小学生が17人、中学生が143人、高校生が354人亡くなっているのです。不登校児童については、2023年11月のデータで、小中学校で令和4年24万4,940人、5年に関しては29万9,048人という、これ数がかかなり多いのです。4年と5年では22%ぐらい増えているのです。それと、いじめの問題に関しては、小中学校の件数で2022年の統計で68万1,948件、大分これも増えているのです。こういう内容、数を見ますと、昨今、ネット社会になっていまして、スマホ、SNSとか、こういう目に見えない部分のいじめが増えているということなのです。警察のほう

もいばらきポリス防犯アプリ、それと「いじめなくそう！ネット目安箱」、これ県のほうでも開設しているのですか。この前の9月の県議会議員の質問の中でも、県議会議員のほうからいじめの問題について出たのですが、やはり教育委員会でもいじめアプリをつくったらどうかなという提案がありまして、茨城県の教育委員会でも考えるというふうなことで教育長が答弁しております。ぜひ目に見えない、分からないような形で進んでいるというのが現状ではないかなと思うのです。そこで、しない、させない、許さないということで、いじめ問題としては絶対に許されないという意識を一人一人の児童生徒に徹底をさせなければならないという、それが大事かなと思うのです。いじめははやし立てたり、傍観をしたり、行為もいじめの行為と同様に許されないということ、そういうことを認識し、またいじめは大人社会、それと学校の先生等が家庭で正しい報告をすることが正しいことであるという認識、児童生徒にそういうふうな信頼関係をつくることがやっぱり大切だなというふうに思います。

そこで、いじめ問題については、学校のみで解決することではなくて、家庭、学校、地域社会と情報交換をはじめ、十分な連携を図りながら取組を進めていくことが必要であるということ、保護者等から学校等が地域社会で話が出たときにはそれを真摯に受け止めて、それを謙虚に耳を傾けて、その上で関係者全員で取り組むことということが大切ではないかなと、表には出ないというのがこれからのいじめの問題になってくるのではないかなというふうに思いますので、そのことに関しては関係者がそれぞれ気を配り、やはり毎日の行動の中で注意をして目配るということが大切なのかというふうに思いますので、このことについて答弁を求めますので、お願いをしたいと思います。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） ただいまの安田議員の再質問について答弁させていただきます。

生涯学習を学校の中でどのような役割を果たしていくかということでございますが、学校教育というのはやはり議員からございましたように、生涯にわたってというところが今は非常に大きなポイントかなというふうに考えているところでございます。何はともあれ、人材育成をしていくというところでは、あらゆる機会にあらゆる場所であらゆる人からというところが原則かと考えているところでございます。

そういう中で、先ほど来も答弁の中で申し上げましたが、社会人講師を活用するというのも1つ、例えば事例というご質問がございましたが、稲作というところでは幾つ

かの学校で地域の方のお力を借りて稲作をやり、そして稲刈りをやっていくというところで体験的活動をしながら、ここで支えてもらっているのだなという部分を子どもたちが心の中に留めて、そして将来に向かっていけるという部分もございますし、退職校長会のほうでは、短歌教室ということで子どもたちに短歌の面白さなどの授業をしていたいたり、さらにはミシンのときの協力というのもございますし、さらには手話のボランティアという形で手話教室等々の活動をしながら、将来に向けて進んでいるというところでございます。

今後は、今西豊田小学校で学校運営協議会ということでコミュニティースクールというのを始めておりますけれども、本年度西豊田でモデルとしてやっていただきながら、いずれ全校に広げていくわけですが、その中では地域の力を借りながら、地域の人材をお借りしながら、子どもたちの力をつけていく、子どもたちの夢を育んでいくという方向に進んでいくという形でございます。道徳教育が学校教育活動全体を通じるということには、豊かな心はもちろんございますが、キャリア教育というところへの結びつきも大事、それがやはり生涯学習との関連かなというふうに考えているところでございます。

自殺者、不登校、いじめ問題というところですが、不登校、いじめ問題につきまして、先ほど来申し上げていますように、八千代町でもある程度の人数はいるというところでございますが、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランというのが文科省から出ておりますが、90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談、指導等を受けられていない小中学生が全国では4.6万人いると指摘されておりますが、本町ではそのような児童生徒はいないというところでございます。これは何かといいますと、1つは各学校で必ずちょっとした問題でも毎月アンケートを取る、あるいは問題が起きると即時アンケートを取ると、そういう中からケース会議を進め、そのケース会議には毎週うちのほうから県の派遣の指導主事、さらには学校教育指導員が学校に出向いて、その会議に参加しているところでございます。その結果を即時、大変な重要な課題になった場合には教育委員会のほうにすぐ報告ということになっているわけですが、大きな問題になっていないものに関しましても、月に1度学校に出向いていた県派遣の指導主事、それから学校教育指導員等々と部長、課長、私で会議を持ちながら報告を受け、これについてはこういう形で進めていかないと子どものためにならないねというところで助言をしたり指導をしたり、さらには体制を

整えたりということを行っているところでございます。ですから、簡単に申し上げますと、チーム学校でいろんな形で動いていく、それをチーム八千代町教育委員会が進めていくというような形を今進めているところでございます。

また、目に見えないというところがございますが、先ほど来答弁の中でも申し上げましたように、毎日の健康観察というところでは、今どこもタブレットがありまして、心の健康ということで、朝登校しますと雨、曇り、晴れで自分の心を表し、それが全部端末ですので、一括で職員室のほうに流れる、もちろん担任も見ることができる。担任も見、職員室で校長、教頭、さらには教務主任、そして生徒指導主事、養護教諭等々がそれを共有し、今日誰々さんは雨だねと、何かあるねという形で取り組めるような施策を練っているところでございます。これは県のほうでも進めているところでございまして、それぞれ町でこのアプリがいいよというのをもちろん提示しておりますし、県のアプリを活用している学校もございます。でも、どこの学校も全小中学校でそれは進めているというところでは、未然防止に大きくつながるかなというところでございます。

以上が私の答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 最後に再々質問ありますか。

6 番、安田忠司議員。

6 番（安田忠司君） ありがとうございます。なかなかいじめは、我々が小さい頃は餓鬼大将がいて、各地区でかばってみんな仲間意識があって、部落事例と同じで地域間で守っていたというのがあるので、今のタブレットとか目に見えないようないじめというのは想像つかないのですが、これから大変な時代になっていくのかなということでございますので、ぜひ気配りをお願いをしたいと思います。

それと、町長と教育長に最後に、この前6月に水戸に後期高齢者の会議がありまして、参加をさせていただきました。そのときに水戸の駅に向かっていくときに右側に水城高校があるのですが、その水城高校、4階建ての建物に大きな垂れ幕が3本上がってまして、3本とも学校の教育の問題と、それと新学校、それと一番中心にあったのが道徳観の向上なくして学力の向上なしって書いてあるのです、大きく。これは道徳観の向上なくして学力の向上なし、これがやはりベースになるのではないかなと思うのです。今まではかなり言葉にすると難しいのです。でも、こういうふうに文章になると、やはり道徳心を育てることによって学力の向上とかいじめ、それと道徳心が低下すると不登校とか要求心が育ってくるのです。その代わりに満足感とか道徳心が出てくるときには必

ず感謝の心とか反省の心になってくるのです。だから大きなことではなくて自分自身に言い換えると、家庭で履きやすいように靴をそろえると、それと挨拶をすると、それが一番自分に対してはずっとやり続けていることなのですが、朝起きるとうちのかみさんにおはようと言うのです。そのおはようという中の言葉で相手の言葉が返ってきますから、その言葉で心の状態が大体分かるのです。そうすると、今日は機嫌がいいと、今日は頼むというふうなことで、夫婦でもちょっとしたことなのです。それと、夜休むときはお休みと言うとおうと言うのです。その元気な言葉を聞くと安心して休めるというふうなことが自分は、ささいなことなのですが、そういうささいなことの積み重ねが道徳になるのかなと。道徳って言葉で言うとうすごく難しいですので、難しくしないで優しく学校の中でも教えていただければというふうにお願いをしたいと思います。

それと、町長に町の社会教育と生涯学習、町長がよくいろんな形でお話を聞かせてもらう機会があるのですが、なせば成るということと、先ほどちょっと話しました、町は人なり、人は町なりと、この2つが大きく重点的に町長よくお話しされるのです。このなせば成るという言葉をも自分なりに、校長もご存じだと思うのですが、江戸時代の米沢藩の9代藩主の上杉鷹山、この方が言っているのです。「なせば成る、なさねば成らぬ、何事も、成らぬは人の心なりけり」という、このことがアメリカのケネディ大統領とかオバマ大統領が尊敬する日本人ということで一番で唱えているのです。それが有名になったのですが、そういうようなことで、やはり町の目標とか計画とか社会の問題、社会教育とか生涯学習、これが大体通じているのかなと、目標を決めてやるのだというふうなことで計画を進行していけば必ずなると、それが人口減少社会になってもいい人材がいれば必ず起きていくのではないかなというふうに感じます。

それと、町は人なりということで先ほどもちょっと話しさせてもらったのですが、前の前々の町長からの話ということで聞いたのですが、これは言志四録という、ご存じだと思うのですが、江戸時代の儒学者が生涯学習、社会教育を優しく話しているのです。言志四録という本の中に3回の戒めという、どういうことかと言いますと、少にして学べばすなわち壮にして成すことあり、壮にして学べばすなわち老いて衰えず、老いて学べばすなわち死して朽ちずと、学んでいれば死んでも必ず家庭とか地域社会で生きてくるとのことなのです。この言葉は、平成13年の5月、前総理の小泉総理が教育基本関連法案に衆議院で論議をしている中で述べているのです。それから一層有名になったのですが、人間が学問をし、精進をし、さらに学問を重ねれば、一生のそれぞれの季節花

が咲くということを話しているのです。これほどこの言葉が、この学問の力が端的に発したことはないということで前小泉総理が言っているのです。佐藤一斎という人はどういう人かというと、江戸時代の儒学者で佐久間象山とか西郷隆盛、勝海舟、吉田松陰、高杉晋作とか木戸孝允、こういう人がベースに考えて明治維新をつくったというふうになっているものですから、ぜひこの八千代町でも事あるごとに生涯学習、社会教育の大切さというものを取り入れていただければ、より一層まちづくりに、町長の皆さんの夢に挑戦と、それで挑戦して夢を形にするのだという、野村町政がますます活性化するのではないかなというふうなことです、あと16分ありますので、最後に教育長と町長のほうにお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） 安田議員の再々質問にお答えいたします。

いじめ、不登校に対して、本当にきめ細やかにやっていかなければならないというところで、先ほど心配りをというご指摘をいただきました。私、町内の先生方をお願いしているのは、心配り、目配り、心配りということで、これはもう管理職であれば先生方はもちろんですし、生徒児童に対しても同じ。教諭の先生方に関しては、子どもたちに目配り、心配り、心配りということで進めていただきたいということ、さらには意欲、思いやり、命、愛郷無限という形を昨年度来就任してからキャッチフレーズとして掲げているわけですが、これに基づきながら進めていく。これも一つ一つ考えていきますと、全て道徳的な感覚につながっていく、意欲の部分であったり、思いやりは先ほど来議員ご指摘のように人を思いやる、そして自分を大事にしなければならないという部分で、これも道徳に関わってくる。命の部分でも、やっぱり自分の命だけではなくて、人の命も大事というところを考えていけば道徳、さらに愛郷無限ということで考えれば郷土愛という形で進めていけるかなというふうに思っております。

水城高校に道徳観の向上なくして学力の向上なしというものがかかっていたというところでございますが、私が先生方をお願いしているのは、基本的生活習慣の確立なくして向上なし、その向上の中には学力もありますし、心もございますし、体力もあるということで、基本的生活習慣というのも最終的には道徳に結びついていくのかなと、言葉の違いはありますけれども、中身は狙っているところは同じだということで、今後も進めさせていただければなというふうに思っているところでございます。

また、道徳の授業でございますが、今考え議論し合う道徳ということで、本当に先生が一方的に説話を話すとか、これについてはこれがいいのだよという一方的な押しつけではなくて、一つの問題に対して子どもたちがグループをつくって、必ず大体道徳の時間はグループをつくったり、自分の考えを持った後、グループをつくって議論し合う。ただ、その中では明らかにこれはおかしいぞというものは、それは違うよねというのはありますけれども、基本的に一人一人の考えを大事にしながら、そして方向性としては、いろんな考えはあるのだけれども、道徳的に間違っていないなという形の方向に進めるような授業を今は進めているというところでございます。

また、若い先生方に関しましては、1、2、3年次は県のほうで研修はございますが、4年次、5年次の先生たちには研修がございません。6年次になるとまた研修があるわけですが、特に4年次、5年次の先生方に向けての研修の中では、道徳の授業を必ず公開してねという形で、県派遣の指導主事が行って指導しているというようなところでございます。もちろん指導案については、私もじっくりと見させていただいて、出かける前にこういうところをどうか見てきて、指導してきてねというところでアドバイスをしているところではございます。

また、本年度は1年目から5年目の若手の教員を、3期の研修に分けているわけですが、4月の初め、夏休み、そして2月というふうに考えておるわけですが、夏休みには道徳に非常に識見のある退職した校長先生方7人来ていただきまして、道徳観の研修、それから授業の研修等々も進めているところでございます。どうぞ今後ともいろいろなところでご指導いただければと思います。

以上、私の答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの安田議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

なせば成る夢への挑戦という話からになると思います。私、この言葉よく使っています。さきに八千代高校の生徒さんの前でもこの話をさせていただきました。生徒さんも夢はたくさんあると思っています。普通考えたときに、有名な例えば野球選手であるとか芸能界に入って有名な人、憧れもあると思う。でも、高校生のうちにとってもあそこに手が届かないというような考えをしている生徒さんがいた、私に言ったときに、いや

違うと、最初は幾らも差がないのだよ、紙一重だと、いつも成功というのは自分の隣にあって、そこに一步踏み出せるか、気がつくかどうかだと、努力の方向に気がつけるかどうかなので、本当に自分たちの夢をかなえるのは一步前へ出るか、すぐそばにあるものに気がつくかどうかという話をさせていただいた。それは生徒さんのほうから、ああいうふうにはもうなれないみたいな話を最初からされたので、いや違うという話をしたということがありました。それで、夢を追うというのは、言葉にすれば格好がいいか、大きい話になるけれども、夢をつかむというのはそんなに皆さんが考えている遠い話ではなくてすぐそばにあります。振り返れば、その原因となる成功への道があるかもしれない。そこに気がついてほしいというのを話してきたのが夢への挑戦のところの話であったということです。

私自身も生涯学習という言葉聞いたときに、生涯にわたる学習、大分大それた4文字だなという思いがありました。でも、もっと若い自分に人間は死ぬまで勉強だからなと教えをしてくれた先生がいました。その頃はよく分からなかった、その言葉の意味が分からなかった。でも、だんだんだんだん年とともに、学校の勉強のほかにも社会に出ても、あるいはいろんな人との付き合いの中でも、あるいは夜のお酒の席でも、至るところ、どんなところでも、どんな時間でも、どんな相手からでも学習というのはできるのだなと、それが生涯学習というものの正体なのかなというふうに思うようになりました。行政としては、そういう場をつくってあげるということも必要かなというふうなことも考えております。

私は、先ほど豊かな人生のために道徳が必要ということで話を結ばさせていただきました。豊かであるとか心が満たされるとか、いい言葉であろうというふうに思っています。人の心を読む、そして人に手を差し伸べる、そのことが道徳であり、生涯学習の中でも必要なであろうと、そしてそういうものが町は人なりにつながる、人がそういう心であれば、町は本当に楽しくて安心できる町が出来上がるのだらうなという私の理想といたしますか、私のまちづくりの考え方の根底はそういうものにもあるということをお話をしまして、説明とさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 以上で6番、安田忠司議員の質問を終わります。

ここで、答弁関係課長の入退場を許可をいたします。

次に、13番、宮本直志議員の質問を許します。

13番、宮本直志議員。

(13番 宮本直志君登壇)

13番（宮本直志君） 議長の許可が下りましたので、質問をいたします。

令和5年度の決算についてということで、私は昨年の決算のこととございます。本件は、9月定例会において上程され、審議中ではありますが、私も総務委員ということで決算の歳入歳出を担当してきましたところですが、今日は今昼ですので、私の意見はちょっと控えさせて、質問のみといたします。

町税の増収についてということで、決算によりますと5年度の町税は4年度よりも5.6%増で、30億2,800万円であると説明がありました。その内容について説明を求めるものであります。

続いて、ふるさと納税の増税についてのことでありますが、寄附金として22億9,184万円と4年度よりも13億4,000万円強増となっています。率にしますと142.3%でありました。これまた増収の内容について、要点のみでよろしいので、一つ説明を求めるものであります。

次に、経常収支比率についてであります。4年度、5年度という比率が出ていると思いますので、その比率を答弁を求めるものであります。

続きまして、これは増収の問題ではないのですが、国民健康保険税について質問をいたします。今議会の定例会に提出されました認定1号、令和5年度の八千代町歳入歳出決算の認定、国民健康保険特別会計の提案理由に当町の国保の財政運営は厳しい状況であるとの説明がありました。そこで、八千代町国民健康保険の運営状況を、支払準備基金の保有状況なども含めて説明を求めるものであります。また、財政運営が厳しい状況であるとのことですが、今後の国民健康保険税率の改正の見込みについても答弁を願います。

以上であります。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

(町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇)

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 議席番号13番、宮本直志議員の通告による一般質問にお答えします。

私からは、令和5年度決算について、町税の増収についてと国民健康保険税についてを答弁させていただきます。まず初めに、町税の増収につきまして答弁いたします。令和5年度町税の収入済額は合計で30億2,849万8,876円、また前年度の令和4年度が28億

6,889万8,629円になります。前年度から1億5,960万247円の増収になりました。令和5年度税目ごとの収入済額は、町税が11億8,778万3,909円、固定資産税が15億4,753万1,723円、軽自動車税が8,584万9,650円、たばこ税が1億9,967万994円、入湯税が766万2,600円になります。税目の対前年度比は、町税が2,121万8,647円の増、固定資産税が1億3,412万3,902円の増、軽自動車税が215万2,301円の増、たばこ税が52万2,303円の減、入湯税が262万7,700円の増になります。たばこ税を除く4税目で増収になりました。その中でも固定資産税が1億3,000万円を超えた増収になりましたが、これは主に八千代工業団地などの企業に係るリース会社の償却資産が増えたことが要因と思われます。対前年度比で1億46万3,600円が増収になっております。

続きまして、国民健康保険税についてお答えします。まず、令和5年度末の八千代町国民健康保険の被保険者数は6,126人でございました。令和4年度末に対し297人、4.6%ほど減少しております。また、3年前の令和2年と比較いたしますと892人、12.7%減少しております。この被保険者数が減少傾向にある原因といたしましては、人口の高齢化が進行したことに伴い、国保の被保険者が段階的に後期高齢者医療保険へと移行していること、また被用者保険の適用範囲を拡大したことにより、対象となる被保険者が国保から被用者保険へ移動傾向にあることが考えられます。あわせて、国保における被保険者数の減少傾向は、今後も継続していくことが見込まれます。

次に、令和5年度国民健康保険特別会計の決算状況については、本定例会に上程し、ご審議いただいているところですが、歳入総額が28億2,581万5,000円、歳出総額が27億3,343万2,000円、差引残額が9,238万3,000円でございます。ただし、差引残額から前年度繰越金、支払準備基金繰入金、法定外、その他の一般会計繰入金を差し引き、令和5年度は積み立てておりませんが、支払準備基金積立金を加えた単年度実質収支は、1億2,238万3,000円の大幅な赤字でした。なお、国民健康保険税の収入済額は、滞納繰越分を含めて6億8,017万6,000円です。支出準備基金を1億5,000万円取り崩し、繰り入れましたが、厳しい財政状況は変わらず、本年度は基金残高の1億円全額を取り崩す見込みとなっております。

八千代町では、県内の賦課方式統一に合わせ、令和4年度に税率の改正を行いました。被保険者の減少などにより、国民健康保険税の調定額は減少している反面、後ほど申し上げます国民健康保険税事業納付金は、令和4年度時と比較し、むしろ増加しています。

以上のことから、被保険者の方には負担増をお願いすることとなってしまいますが、

令和7年度に税率改正をせざるを得ない状況でございます。

さて、さきの国保制度改革により、平成30年度から県が国民健康保険事業における財政運営の責任主体となるとともに、年度ごとに事業運営に必要となる事業納付金を決定しております。あわせて、市町村は県から自治体ごとに示された事業納付金を県に対し納付することとなりました。また、八千代町の事業納付金は、令和2年度が9億2,416万7,000円、1人当たり13万5,000円、令和3年度が8億8,640万7,000円、1人当たり12万8,000円、令和4年度が8億9,556万2,000円、1人当たり13万7,000円、令和5年度が9億6,779万5,000円、1人当たり15万円、令和6年度が9億3,289万1,000円、1人当たり15万4,000円です。近年の推移から、まだ医療の高額化の現状から、当面1人当たりの事業納付金額が減少することは期待できないと見込まれます。

また、市町村の国保税率の決定につきましては、県から事業納付金の納付に必要な市町村の標準税率を示し、標準税率を参考に市町村は、その市町村の保険税率を定めます。現在示されている令和6年度標準保険税率を参考にしまして、当町の被保険者数の見込み、被保険者の所得の見込み、収納率、活用可能な繰越金の見込みなどを精査し、推計し、保険税率の改正案を作成し、国民健康保険運営協議会で審議いただいた後、12月の議会定例会に国民健康保険税条例の一部改正をする条例案を上程させていただきたく予定しております。議員各位のご理解、ご協力をお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 議席番号13番、宮本直志議員の通告による一般質問にお答えいたします。

令和5年度決算の中のふるさと納税の増収についてのご質問でございますが、当町のふるさと納税事業につきましては、平成20年度より開始され、今年度で17年目を迎えております。令和2年8月には野村町長が就任され、ふるさと納税による自主財源確保を強力に推し進めてまいりました。その結果、令和5年度の当町のふるさと納税の実績につきましては、企業版のふるさと納税を除いてですが、寄附件数16万3,542件、寄附金額22億8,349万円で、初めて20億円を突破いたしました。令和4年度と比較しますと、寄附件数は約2.15倍、寄附金額は約2.43倍となっております。寄附金額は茨城県内では境町、守谷市に次ぐ第3位、全国でも94位の数字となっております。これもひとえに、全

国からご寄附をいただいた寄附者の皆様並びに返礼品を提供いただいている事業者の皆様、そのほか関係機関、関係各位のご協力によるものと感謝申し上げます。

昨年度、寄附が増加した要因の一つとしては、何よりもふるさと納税の市場全体の成長が考えられます。令和4年度には全国で9,654億円だった寄附金額が令和5年度には1兆1,175億円となり、1兆円を超える市場規模となっております。単純にふるさと納税制度を利用される方が増えることは、多くの自治体にとって寄附金額を押し上げる要因になっていると考えられます。

こうした背景に加え、昨年10月にはふるさと納税制度の見直しがあり、経費率の考え方が変更となったことから、多くの自治体が寄附金額の値上げを余儀なくされました。その影響で9月には年末に迫る勢いの駆け込み需要があり、年末と合わせて2回大きな波があったことも寄附金額を押し上げた要因の一つと考えております。

このほか当町においては、中間事業者等と連携をしながら、事業者の顔の見える返礼品ページづくりや、ポータルサイトのイベント時期に合わせたメルマガの配信、ウェブ広告の積極的な活用、ふるさと納税ニッポンへの掲載によるPRなど、寄附の増加に向けた様々な取組を行ってまいりました。

また、令和5年度からは、新たな取組として町補助によるふるさと納税返礼品等開発支援事業をスタートしております。この事業は、返礼品として登録することを条件に、開発費等の一部を支援するもので、令和5年度には9件の事業者で事業に取り組んでいただいております。今年度も既に幾つかの事業者から問合せがある状況でございますので、新たな返礼品の開発はもちろん、既存品のブラッシュアップ等にも活用できますので、事業のさらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

ふるさと納税による自主財源の確保が進んだことで、これまで取り組めなかった行政サービスが可能となるなどのほか、事業者の新たな販路拡大や各種イベントへの出展によるにぎわいの創出、さらにはシティプロモーションにも大きな効果を発揮するなど、着実に地域経済の活性化が図られており、八千代町は変わり始めてきているものと感じております。今後につきましては、さらなる返礼品の拡充やふるさと納税業務の内製化などを進めていくとともに、引き続き制度の趣旨に沿った適正な運用を図りながら、自主財源確保と地域振興のため、事業を強力に推進してまいります。

以上、議員各位のご理解、ご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。
議長（上野政男君） 野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長（野村 勇君） 議席番号13番、宮本直志議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

詳細につきましては、各担当部長がただいま答弁したとおりでございますが、まず町税の増収の要因について申し上げさせていただきたいと思うのですが、八千代町における直近10年間の町税に関する歳入額は、26億円から28億円でずっと推移してまいりました。今回令和5年度の決算において、今ご審議いただいておりますが、ようやく30億円の台を超えると、過去最高額という形になったわけでございます。

要因としましては、これまで町を挙げて整備してきました八千代工業団地に数社の誘致、そしてそれらの企業が工場の建設や機械等の設備投資をしてくれた、このような結果によって税収の大幅増につながったという形になっております。皆さんに負担していただく貴重な税金は、町の様々な事業を行う上で大きな財源であり、町財政の根幹を担っているわけでございます。今後もさらなる自主財源の確保を図りまして、健全で安定した財政基盤を確立していきたいと思っております。

ふるさと納税の増収につきましては、ふるさと納税制度は地方交付税の減額など、多くの自治体において自主財源の確保が課題となっている中、自治体が能動的に取り組める数少ない財源の確保の手段であります。当町においても新たな財源確保はもとより、地域資源の発掘や6次産業化の推進、シティプロモーションなど幅広い分野において副次的な効果をもたらす有益な制度であるというふうに考えております。

ふるさと納税事業の拡充は、私の就任時からの公約の一つであります。自主財源の確保に関しましては、ふるさと納税の強化と企業の誘致、そして行財政改革と3本上げさせていただきましたが、その2つについて少し効果が出てきたという形に考えております。これもひとえに、全国からご寄附をいただいた寄附者の皆様、そして返礼品を提供いただいている事業者の皆様、議会の皆様のご協力、ご理解の賜物と改めて感謝を申し上げます。ふるさと納税を強化し、今後は農家所得の向上、地域経済の発展につなげていくとともに、いただいた寄附金を基に住民サービスとして町民の皆さんに還元する、そういう仕組みといたしますか、システムをつくってまいりたいと思います。

こうしたよい流れを加速するために、昨年3月には私が社長となり、稼いで町に投資する地域商社、株式会社はなまるBASEを設立させていただきました。全国の自治体でも同様に、地域活性化の裏には必ず地域商社があると言っても過言ではないと思いま

す。地域商社は、ふるさと創生の決め手と言われるゆえんがここにあるかというふう
に思っております。人口減少対策や地域活性化対策という重要な課題に対し、行政では
法律的に手を出しづらい、あるいはスピード感が足りないという弱点を地域商社が代行
実施することで対処することが可能となっており、まさに活性化への実行部隊的
な存在として活動していくことを考えております。

続きまして、経常収支比率についてのご質問でございますが、経常収支比率につま
してはご承知のとおり、地方公共団体の財政構造の弾力性を表すものでございます。人
件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に地方税、地方交付税、地方譲与税などの経
常的な収入がどの程度充当されているかを比率で表したものです。この比率が高いほど
財政構造の硬直化が進んでいることを表しており、新たな施策や突発的な支出に対応す
る財政的余裕がない状態にあるということが言えます。当町の令和5年度決算における
経常収支比率は90.5%となっており、前年度と比較しまして1.8ポイント上昇しておりま
す。この比率は、一般的に80%程度が理想とされておりますが、令和4年度の全国市町
村平均は92.2%、県内では市町村平均が91%、町村平均が90.5%といった高めの数値に
なっているのが現状でございます。これらの数値と比較しますと、当町の比率はおおむ
ね平均的な数値となっているという状況でございます。私としましては、何とかあと10ポ
イントほど下げまして、80%台に持っていきたいという考えでおります。

令和5年度の比率が上昇した理由としましては、算出の分母となる経常的な収入にお
いて普通交付税や臨時財政対策債の減があったものの、固定資産税の伸びなどにより約
5,000万円の増となりましたが、これを上回り、分子となる委託料や使用料など消費的性
質の経費である物件費、各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金などの補助
費等、そして地方債の償還に係る経費である公債費など、経常的な経費が約1億4,000万
円の増となったため、比率が上昇したものと分析をしております。

財政的な余裕がない状態では、まちづくりは進んでいかないと考えております。人口
減少の要因となる女性人口流出の問題、また学校や公共施設再編などの問題など、取り
組まなければならない課題は山積みとなっております。これらを一つ一つ解決していく
には、安定自主財源の確保が必要不可欠なことから、この比率については今後も注視し
てまいりたいと考えております。

最後に、国民健康保険税についてお答え申し上げたいと思います。現在は県が運営し、
そして市町村が負担金を払うという形になっているわけでございます。国民健康保険は、

国保税と法に定められた公費により運営することが定められています。また、一般会計からの繰入れのうち、保険税の負担緩和を図るためなどの決算補填目的の法定外繰入れを行わないことを国は求めています。医療費高騰などにより増加する事業納付金に対し、被保険者数の減少などにより国民健康保険税の収入などの歳入が追いついていないというのが現状であります。持続可能な国民健康保険の運営のため、被保険者への影響を考慮しつつ、公平公正を十分考慮しながら税率改正を行っていく必要があるというふうなことを考えておりますが、どうぞご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

13番、宮本直志議員。

13番（宮本直志君） 答弁の中で経常収支比率については、収入が増えましたが、支出がそれ以上に出たと、そういうことでよろしいですね。一般の会社でいえば売上げは上がったけれども、経費がかかり過ぎているよということであろうと思いますが、一つなだけ経費を減らして、町で使える金を増やすような努力をしてもらいたいというふうに思います。

国民健康保険については、ちょっと調べてきました、先ほど二百九十何人が1年間で減ったということでございますが、国のほうの基準というか、公表されたものが、この10年間で1,000万人減ったと、毎年100万人強、国保の被保険者というのは少なくなっているということで公表されています。全体で今は3,400万人ちょっとぐらいの数字みたいです。やっぱり団塊の世代、22年から24年生まれの人が大幅に後期高齢者のほうに移行しているという公表がありました。

それから、国保の改正の議案出るのを再質問で聞こうと思ったのですが、聞かない前に部長が答弁してしまったので、聞かないで、12月の議会に上程されるということでしょうか。

以上で終わります。

議長（上野政男君） 以上で13番、宮本直志議員の質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

議長（上野政男君） 次会は、明日午前9時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 零時48分)